

豫告

○風俗畫報新撰東京名所圖會
臨時增刊 靖國神社 十月二十五日發行
公園之部 靖國神社 郵稅金壹錢



從來本府に關する名所圖會の類少きとせざるも
德川幕府執政の時に編述せし者多きを以て當時
の嚴制に從ひ故らに省畧し或は調査未完に係る
事項ありて一も完全なる者あるを見ず況や其後
景況の大に變遷せし所あり今に至りては其人意
一嫌たらず今回弊堂茲に見るあり乃ち新撰東京
名所圖會を編述し地理地名の沿革は勿論神祠佛
刹の緣起祭會市場街區の興廢遷移より花鳥雪月
の奇觀名木異卉の有否に至る迄悉く網羅して遺
さす之に細密優美なる圖を以てし江戸名所圖會
より一層精にして確かなるものを發刊せむと
記事挿畫共に皆實地に就き更に諸書に徴して考
證する所あり他の雜誌類と固より同一視すべき
者に非らず初め全部を完成したる後一書と作し
て發行するを期せしが今之を風俗畫報臨時増刊
として弘布するものは看客をして自由に其欲す
る所を購はしめむと欲すればなり
風俗畫報臨時増刊として發刊以來噴々の好評を
博し其結果全部賣切となり版を重ねると數回に
及べり爾來は可成豫約として前々より御申込を
乞ふ猶來月二十五日發行すべき第八編は維新以
來國難に殉死しつゝ忠魂を祀る靖國神社本殿拜
殿より遊就館能樂堂相撲土俵場競馬場大村兵
部銅像九段坂牛ヶ淵其他庭園の風致碑文等に至
るまで仔細に調査して掲載すべければ冀くは大
方諸賢舊に倍して愛讀の榮を賜はらむとを祈る

羽嶽根本通明先生校閱 冬嶺小松直之進増評
鴻齋石川英先生詩 諸名家詩評
朝鮮歴史 白紙摺和製美本
一大奇書 立金一圓十錢
上等紙入 金一圓廿五錢
郵稅金十錢

平壤誌

本月十五日平壤陷落三週年の記念日に發行す
朝鮮八道江山最モ秀麗形勝最モ雄壯ナルモノ平壤ニ若クハナシ
而シテ皇威ノ海外ニ施キ我歴史ト最モ關係アルモノ亦平壤ニ若
クハナシ夫ノ牡丹臺ノ如何ニ要衝ヲ占メ前後戰勝ノ歴史ヲ有ス
ルカ浮碧ノ樓線光ノ亭如何ニ風光ノ絶佳ナルカ一讀人ヲソ宛然
目ニ在ラシム殊ニ壬申征韓紀事ノ如キ彼レカ筆ヲ以テ我軍ノ勇
武ヲ寫ス所躍然快哉ヲ呼ブ可ク行長失敗ノ原因ヲ論スル所餘
年前左議政尹斗壽ノ筆ニ成リ名所舊蹟風俗ヨリ人物歴史詩文等
ニ至ルマテ三十餘類ニ分チ編纂セシモノナリ之ニ加フルニ小松
冬嶺君ハ親シク鶏林ノ野ヲ跋渉シ經世ノ眼ヲ以テ之ヲ増補論評
シタルモノニシテ軍人政客韻士タルヲ問ハス一般參考有用ノ珍
書
實測者入江英君編製



全一部 正價金二十五錢
郵稅二錢

發行所

東京市神田通新石町 東陽堂支店
(電話本局九七〇番)

臨時 風俗畫報

第百四十九號

芝公園之部 下

明治三十一年 東京 東陽堂 發行
九月廿六日

新撰 東京名所圖會 第八編

第八篇目次

- 台地園紀事
- 影工番次
- 交野院の發願
- 守廟院社
- 別開通社
- 金地院
- 聖感殿
- 浴室
- 淨土宗學東京支校
- 瀧民私學中學校
- 樂曲研究會
- 東京高等音樂隊
- 丸山の古墳
- 山伏塚
- 四菩薩の像
- 松原
- 境内の七橋
- 共愛小學校
- 羅漢堂
- 園内の諸佛
- 三織山の書事

凡例

一凡東京名所圖會は、武蔵國並に江戸の事より宮城を首めとして記すべきの順序なり。然るに本書の公園を首めし者は他にあらざる。公園は公衆をして遊遊せしむるが爲めに設くる所なるを以て上京者は第一に歩を此地に狂ふるに因れり。而して右外圍記の後は漸次市區より郡部に及さんとす。一本書は極めて精確を期するが故に、記者諸君を伴うて實地調査し、或は照會して質問し、更に諸実書に徴して折衷考證する所あり。始めて筆を把るに難し。尚ほ遺漏弊誤あらむことを恐れ、遍く大方諸子の注意を請ひ、確認ありて訂正増補すべき者は隨て其説に従ひ改むる所あらむとす。希くは大方の諸子垂教を許し給はざらむことを。

一本書は初め全部を完結したる後、一書として發行するを期せしが、今之を風俗畫報臨時増刊として頒布するものは、看客をして自由其欲する所を購はしめむと欲すればなり。然れども其体裁は依然別物と爲し名所圖會の面目を全すべしと云ふ。

一本書は編輯所員の分業して編する所なるを以て、此に其適當の分を記して、本冊號の下には一々其姓名を記せず。是れ其煩を厭へばなり。

山下重民 文照院の繪廟 守廟院社 別開通社
 金地院 三織山の書事(吉宗公万部の諸經を題する上り文化年間神皇の擴張に至る)

橋本 繁 聖感殿 浴室 共愛小學校

大田才次郎 山伏塚 四菩薩の像 松原 境内の七橋 羅漢堂 三織山の書事(河村瑞軒を題しより大いなきに至る)

右の外客員より寄せられたる記事は左の如し。

大槻修 二台聖廟紀事

坪川辰雄 淨土宗學東京支校 瀧民私學中學校 樂曲研究會 東京高等音樂隊

一本書は整堂編輯所に於て編纂す。雖も、愛讀者諸君にして本書に獻する者を容れせらる。時は、精査の後必ず之を掲載すべし。希くは大方の諸君を伴ひ給はざらむことを。

一本書の挿圖は都て精工山本松谷の繪く所なり。

文照院の繪廟の圖 二頁 紅葉館の繪廟の圖 二頁
 聖感殿の繪廟の圖 二頁 寶壽院の繪廟の圖 二頁
 浴室の繪廟の圖 二頁 共愛小學校の繪廟の圖 二頁
 松原の繪廟の圖 二頁 境内の七橋の繪廟の圖 二頁
 羅漢堂の繪廟の圖 二頁 園内の諸佛の繪廟の圖 二頁
 三織山の繪廟の圖 二頁 右の外天保年間繪上寺境内園面並に現時の芝公園實測平面地圖 二頁を添ふ。

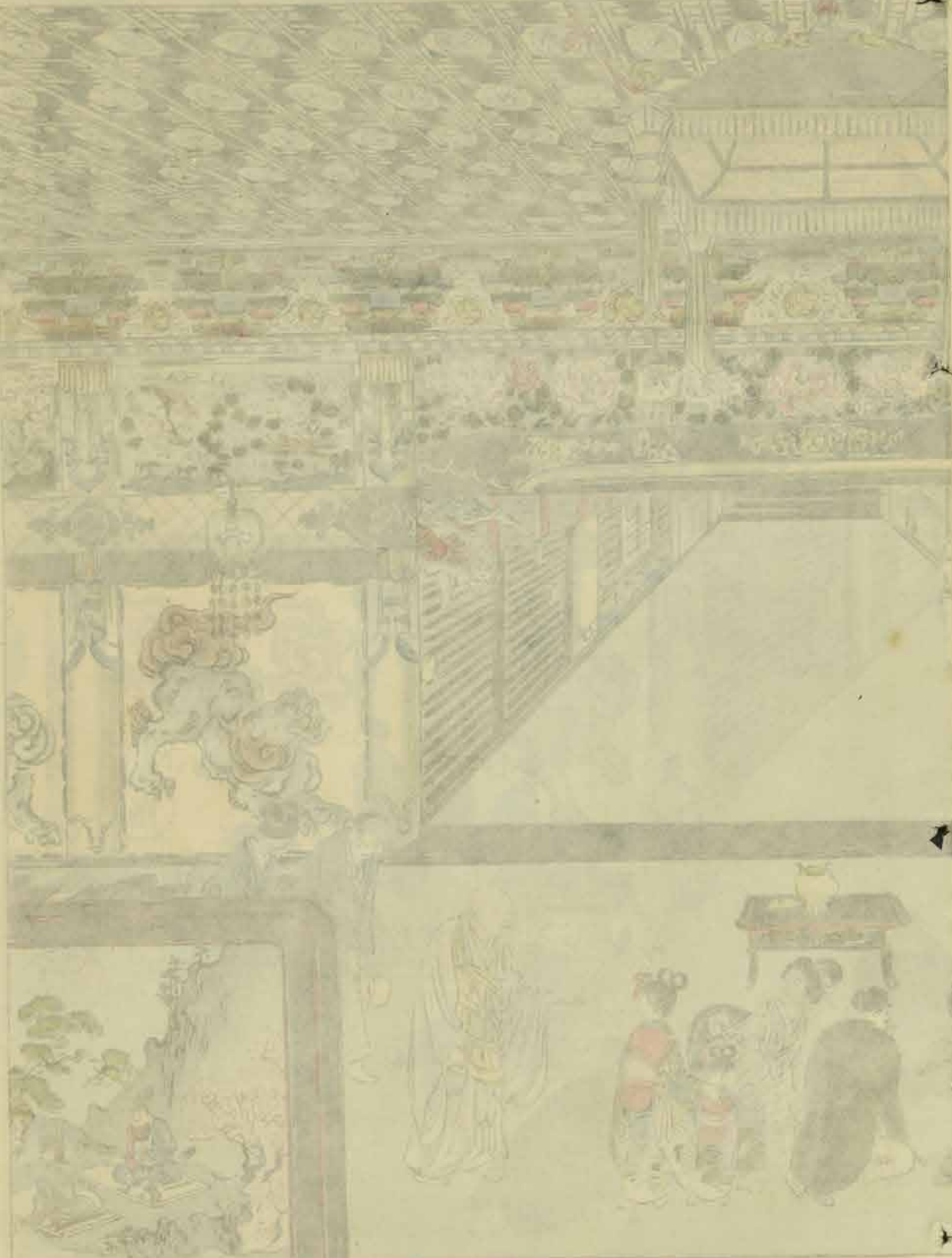
風俗畫報賣所

大賣所	
京橋區尾張町二丁目 神田區表神保町 京橋區錦町 京橋區南橋町 京橋區銀座三丁目 麻布區長坂町五丁目 大塚區後藤四丁目 京橋區三條通富小路角	東 京 海 東 隆 堂 北 成 堂 日 武 堂 武 藏 堂 信 明 堂 文 海 堂 旭 支 店 便 島 支 店

●風俗畫報定價
 一冊金拾貳錢◎五冊前金五拾七錢◎拾冊前金壹圓
 ○八錢◎拾五冊前金壹圓五拾八錢◎貳拾冊前金貳圓○四錢

注意(東京市外配達ノ分ハ一冊ニ付キ金一錢宛ノ郵便申受候
 郵便切手代用ハ必一錢切手ニテ定價ノ一前増
 五冊活字ニテヨラス一切割引ナシ再版ノ節ハ別ニ
 廣告料申受クベシ)

發行所 東京神田區通新石町三番地 東陽堂
 印刷人 吾妻健三郎
 編輯人 神田區駿河臺町十一番地 野口勝一
 小石川區掃部町三十三番地



文昭院殿拜殿の圖



公園之部 芝公園(下)

●台徳廟記事

寛永九年正月二十四日。徳川二代將軍秀忠公薨す年五十四。同月二十七日。芝増上寺に葬る。

徳川實記 大猷記 曰く。正月二十四日亥刻。大御所大漸に及はせ給ふ御遺命には。御葬禮御法會儉約を旨とし。靈牌一つの外。何れも新に製することある可らず。二十七日亥刻。御靈柩を西城より増上寺に移しまゐらせ。土井大炊頭利勝并に近臣十人ばかり供奉す。僧一人も具せられず。諸人御供することを得ず。

國師日記 卷四十六 曰く。正月二十五日。早天。御年寄衆より呼ひ来る。西丸へ出仕。相國様御遺言之趣。被仰渡。於増上寺位牌一本にて弔ひ可申上と被仰置候由。將軍様之御意には於増上寺火葬敷土葬敷。宜様に双談可申上由。僧正増上も同座にて。葬禮作法以下人目も如何に候間。夜中密に土葬以後之御弔は。何様にも結構に被仰付可然に治定。

二月十日。靈屋造營始め。關東の諸侯をして其役を助けしむ。日記に曰く。上意には相國様墓所卵塔之上に堂建て。上様も諸人も參詣可有之か。又別に御寺立て候て。御位牌立て可有御參か。先規可申上由。國師申候は。塔頭と申すは卵塔に建て候寺を申候。昭堂と申を建て候て。夫れには木像にても繪像にても位牌にても立て候。是へ常々は御參候。墓所へは。益などの外。忌日年忌之外には。常々は御參なく候由と申候へば。僧正も其通りと。一統も申候二月八日。土井大炊殿上

り増上寺御廟造營始之儀尋ね来る。御廟御造營始め。二月十日戌閉火在白虎頭日。實記に曰く。靈廟諸門瑞垣等は。土井大炊頭總督之關東所領の諸大名助役。

造營總奉行

副奉行四人

老中	土井大炊頭 利勝
使番	庄田小左衛門安照
使番	黒川八左衛門盛至
書院番	市岡多左衛門定次
書院番	山角藤兵衛 勝成
大棟梁	鈴木遠江守 長次
添棟梁	木原木工允 義久

下奉行二十二二人

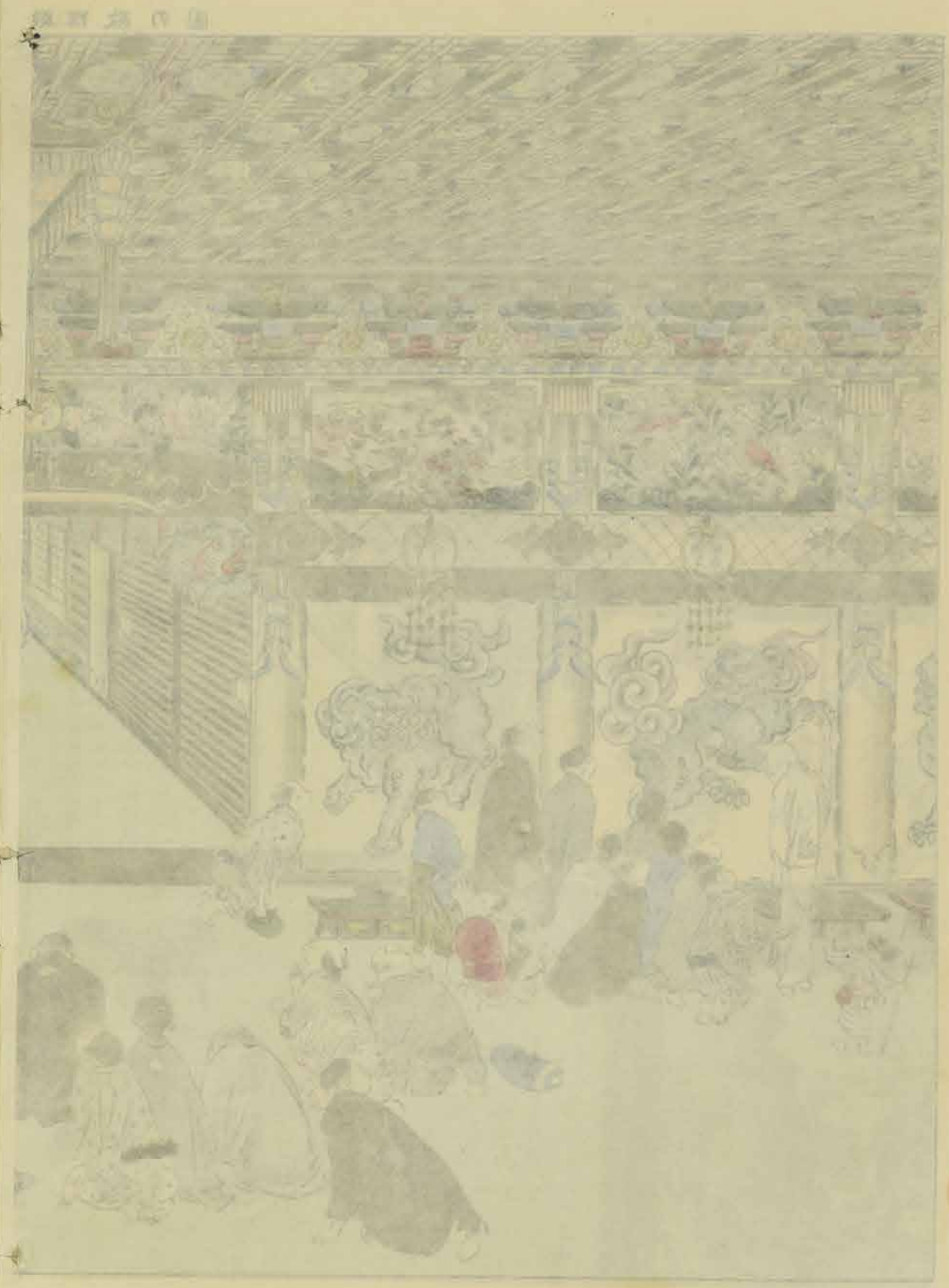
大野仁兵衛定仍	行方六左衛門胤吉	高田所左衛門定郷
服部有右衛門保重	中根惣右衛門貞正	箕浦九大夫光治
山中又右衛門充長	大野市右衛門定正	衛藤庄左衛門乘政
片山太郎右衛門重次	牧兵右衛門清定	石川才三郎直純
服部三之丞保吉	町田平兵衛備孝	近藤文左衛門雪信
町田新右衛門長時	石原三右衛門忠昌	岡本作右衛門高直
山下與兵衛茂俊	今村角兵衛良辰	竹田二郎兵衛重信
奥野采女信在		

勤番警固

持弓頭	内藤外記正重
持筒頭	高木筑後守正次
	伏屋次兵衛
	石屋甚兵衛

作事請負人

以上の人名は。日記に「御廟地中へ石に名共彫り付埋め候案」とあるものに據る。但し副奉行の役名。并に勤番兩人大工の姓は。實記賞與の條に據る。而して請負人の事は。明良洪範



卷七に左の記事あり。因て加ふ。

台徳公かくれさせ給ひ。増上寺に土木のありしに。伏屋次兵衛石屋甚兵衛といへる商人二人。右御普請の諸用を請負申べきよし願ひたれば。土井利勝悦て二人に申付られたり。其頃井上喜庵とて七十有餘の老人あり。此事を聞て伏屋石屋の二人に稜にして諸人に見せたま事なり。昔小田原にて請負を巧みし人ありしと聞く。今又是を企つ。土木經營の事あらん時は。下に恩澤ある様に計ふ可き事なり。一人請負に成ては。上より出る金銀。皆一人の利潤と成て。三萬兩五萬兩持たる商人數多出来なん。商人の奸計はかる可らず。物の價日を追て貴く。遂に四民困窮せん。兎に角に商人の奸計を巧み得ざる様にすること政道の第一なれ。

二月二十九日。台徳院の勅諭を賜り。四月十六日。勅額を賜はる。

日記に。雅樂頭殿大炊頭殿各對談。僧正も出仕。道春侍座。相國様淨土の御戒名可有之歟。如何と御尋ね。僧正も國師も權現様社號譽號之事は。御存生之時。淨土之血脈被爲受候故に候。勅號被仰上候て。院號出候は。院號御官位計にて可然と申入候。各尤と得心にて則御耳に立て。能く御合點被成由。

實記に。儒職林道春信勝御追號の事に因て京都に遣はされしが。二月九日。歸調す。大御所御追號之事。歡喜もて仰せあるべし。廟額も御惱ましと雖も。宸翰を染めらるべきよし。二十七日。贈位。正一位。勅號の勅使西園寺前内府。清閑寺中納言。下向。二十九日。増上寺の靈廟へ台徳院殿と諡しまる。増上寺役鑑便覽二に曰く。勅額の裏書。寛永九年四月十六

日庚申。

七月二十一日。靈廟の上棟式を行ふ。日記に七月廿一日。台徳院殿御堂御上棟。大炊頭裝束にて出仕。大工遠江赤裝束冠。諸大夫出立色々之作法有之。棟札 増上寺役鑑所載

台徳院殿

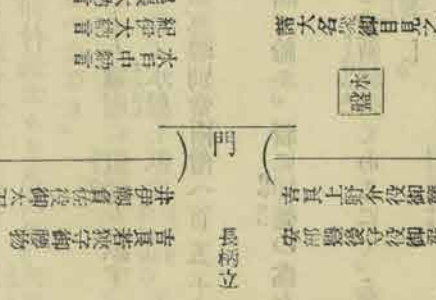
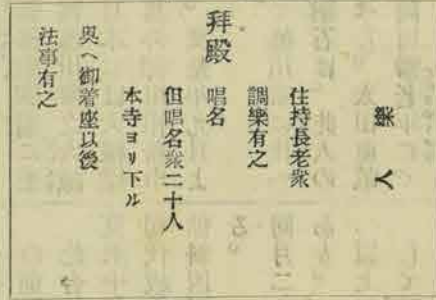
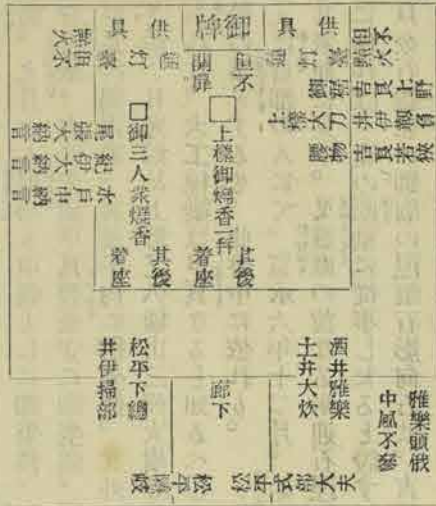
征夷大將軍從一位左大臣源家光公建立
寛永九年七月廿一日 増上寺住持團譽了學
奉行從四位下行侍從大炊頭藤原利勝
大工 遠江 藤原長次

廟高四丈七尺。御寶塔五尺貳寸五分程有之。同鑑所記。同月二十四日。靈廟供養の大法會を行ふ。將軍家光公參拜。是日大雨。

實記に。七月二十四日。三線山靈廟に詣り給ふ。御束帶なり聲明散華調樂。御墓にも詣り給ふ。

日記に。二十四日。増上寺御堂御供養。將軍様御成なり。是日大雨流車軸と記して。左の圖を掲ぐ。紙面の都合にて此間に入れ同二十五日。賞賜。

實記に。この日。大炊頭利勝に來光包の御脇差を賜ふ。これ靈廟構造の奉行せしに。速に其功を奏し。結構莊嚴を盡し。御感不淺御旨と尋聞えぬ。二十五日。靈廟構造の賞行はる。奉行せし庄田小左衛門。黒川八左衛門。市岡多左衛門山角藤兵衛は。金五枚に時服添て賜る。内藤外記。高木築後守は構造の門勤番せしとて。是も金五枚に時服。大工鈴木遠江は銀百枚。木原木工は同五十枚。大野仁兵衛は同三十枚。



大野は土井の家士なり。其他の下奉行も當與ありしなりが記されず。

八月十九日。台徳院位牌京都より來る。日記に。大佛師大部下る。台徳院様御位牌出來の由。大部は今の左京なりとあり。上の法會の圖に。御牌不開扉とあるはこの延着の爲めなるべし。

如雪案するに。靈廟造營の事。前記に依れば。是年二月十日に始り。同七月二十一日に畢る。其日數僅に一百六十日に過ぎず。現存の結構莊嚴。決してかゝる短日月の間に成し得るべき者にあらず。又謂ゆる請負普請の如き者にあらず。大に疑ふ所ありしが。左の傳説を得たり。

台徳公の御墓所淺井氏。名は達子淺井長政の女にて豐太閤御室君の妹と公より五公に先たて。寛永三年九月薨す。年五十四。崇源院と申す。台徳公は前代日光御葬の例を追はず。江戸を墳墓の地と定むる意なれば。之を増上寺に葬る。これ豫め自己の墓地をも定むるものとす。三代將軍家光公。駿河大納言

忠長卿。其に淺井氏の所生なり。この夫人殊に季子を愛して。既に嫡嗣を奪はせしめんとしたりき。是故に夫人靈屋の構造は。大納言より孝養報恩の志を伸へたと申し出で一切駿河家にて工作の事を執り。頗る其精功を盡せり。此廟年前に取然るに台徳廟の成るや。將軍其莊嚴の彼廟に若かざるを心に憤り給ひ。一旦其功を畢へしめ。内旨を以て更に再造せしめらるるに至ると云ふ。

此記事に依れば。一旦落成せし堂宇は。家光公の意を満足せしむるに足らず。さりどて閣老に命じ。諸侯に令し。既に此功を成しし者を。公然改作せしむること能はざる次第なれば。修繕増築を名として。更に精美なる堂塔を作らせしめしにこそあらめ。實記に。同十年。新營親

関の事を記せり。而て其年数は四年に亘りて。寛永十二年に成就せしと。亦増上寺記に見ゆ。以て再營ありて其精美を盡されし事を證すべし。其時の奉行及工人等も特旨にて撰拔せられたると。固より論なし。即ら下記する所の如し。

是年九月。更に靈廟を經營す

奉行 八木但馬守
甲良豊後宗廣
彫物師 吉岡豊前重次
蒔繪師 栗本幸阿彌長重

八木氏は。寛元開書實記附記に。八木勘十郎御遺命に依て。靈廟の構造を奉し。其功を以て叙爵し。但馬守と稱し。四千石の加秩賜はりしとあり。上記の副奉行下奉行の連名中に見えねば。再營の時と定む。

甲良氏は齋孫匠造氏の書蹟に。芝一山御靈屋向は宅家にて御造營相勤め申候。寛永九年正月二十四日。台徳院殿と相成り。御造營。九月より取掛り申候よしに御坐候。御佛殿御廟に至る迄皆出来。右は先祖甲良豊後守に御坐候。舊徳川家之大棟梁は甲良并鶴兩家。其後平内に御坐候。其外日本には大棟梁は無之候。日光始め上野芝久能山三州大樹寺其外御用相務申候とあれは。大工棟梁は甲良なると知るべし。又是年九月より再營の事とするも。此書中に依れり。

吉岡氏は京都の人にて。寛永六年十二月。始て徳川家に仕へしと其家記に見ゆ。又靈廟の前なる來迎石涅槃石は。此人の獻備に係れば。廟の周刻に従事したると證すべし。太田南畝か江戸金石雜記に御廟の涅槃石影向石は。吉岡因幡老年にて妙工を盡したれども平人見るべきにあらずとあり。此兩石は。

寛永十三年と二十一年と兩度に献上せし者なり。此人は承應三年八十三歳にて歿しければ。影向石は六十五才にて。涅槃石は七十三歳の作なり。共に其年月姓名を刻せり。

栗本氏は幸阿彌家譜に初代幸阿彌道長蒔繪細工上手にて。足利義政の近侍となる。七代長晏家の業を以て徳川氏に仕ふ。

三子あり。長子長善早く死す。仲子長法其後を嗣きしか。故ありて出家す。因て季子新次郎其職を襲く。長重是なり。長重は元和四年。二十才にて家督し。慶安四年二月。五十三歳にて歿す。凡そ寛永年代に作れる蒔繪の名器東福門院

入内調度並に尾張家藤中千代姫の初音三棚など大概長重か手に成らざるはなし。されは此廟の蒔繪も。此人の作と定むべし。

因みに云ふ。同時に古満休意といふ蒔繪師あり。されは其家譜に大猷院様御代。寛永十三年十二月。御蒔繪師に被召抱。日光御造營御用相勤め申候云々とあり。又中井家由緒書に。

先祖中井左京清次。京都御大工頭主水正清弟日光。御新開の節被召出。御宮御鋳御用被仰付候云々とあれは。此兩氏共に

此台徳廟には關係なきと知るべきなり。

寛永十年正月。家門并に諸大名より靈廟に燈籠を獻す。京都所司代板倉周防守重宗より奇石を得て水盤を獻す。林羅山の五月。御

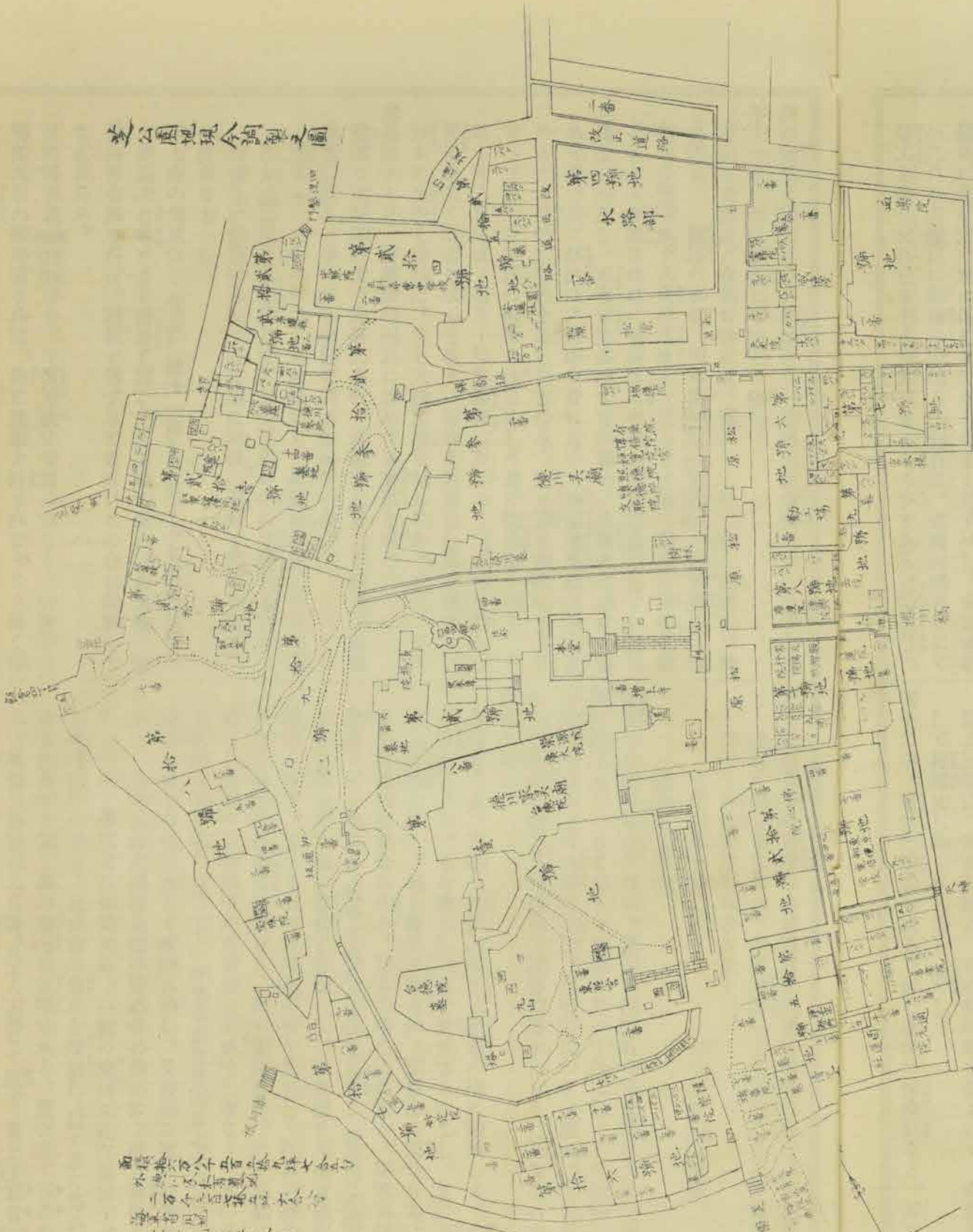
供料四百石を寄附せらる。寶松惠眼別當兩僧へ百五十石宛給る。

同月二十四日。三縁山靈廟に詣て給ふ。新に經營の處を御親閱あり。

以上三條は。實記に據る。この新經營とあるにて。舊營を廢して再營せしめられたると著し。

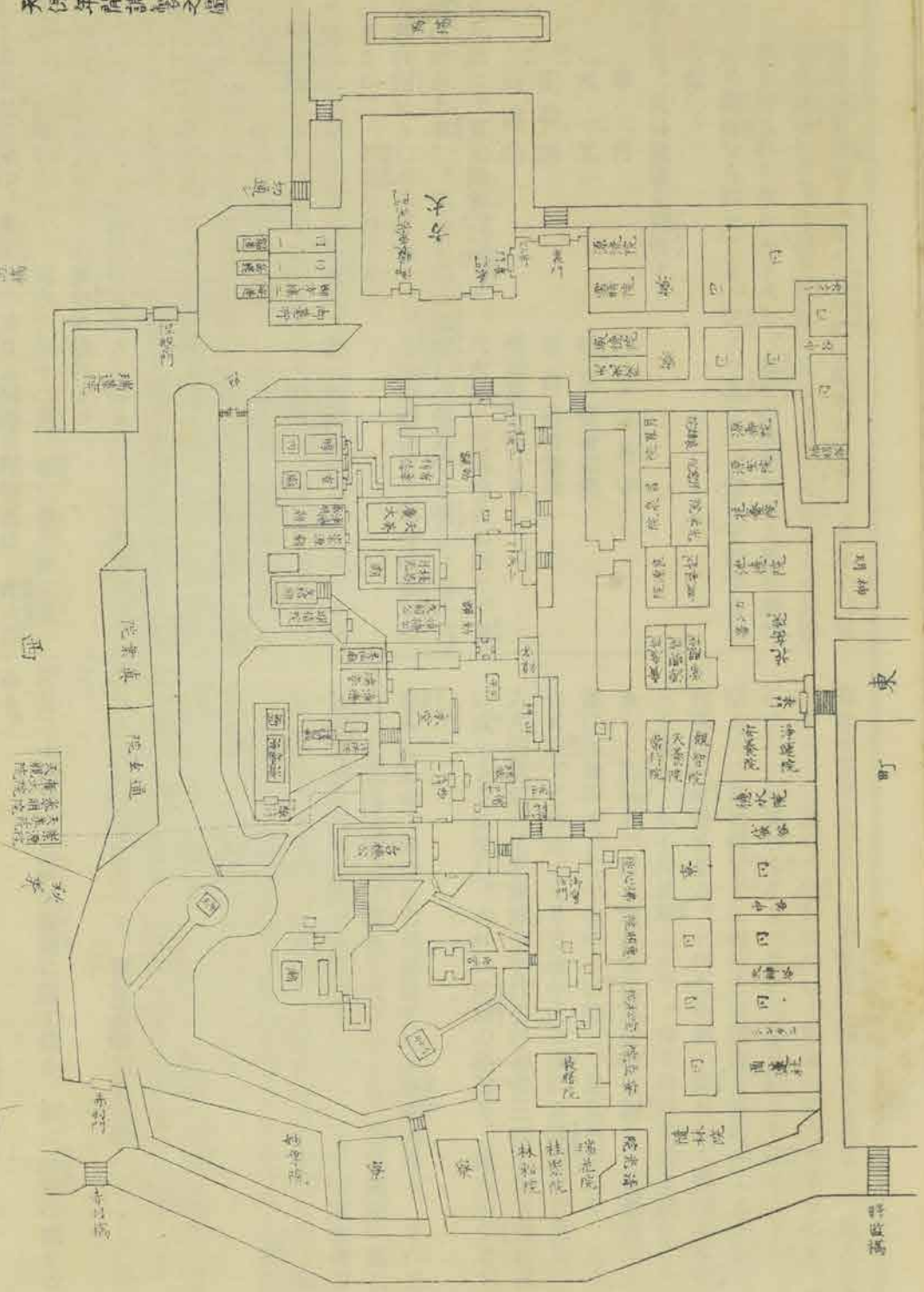
同十二年。諸堂門垣悉く成る。但し屋根は檜皮葺なり。而て八

芝公園地現今調製之圖



面積表
 外圍表
 面積表
 面積表
 面積表
 面積表
 面積表

天保年間調製之圖



東町

角の寶塔は瀟湘八景の蒔繪なり。屋根上は成就せずして。十四年十一月に至り。遂に半途にて停む。

増上寺役鑑に。右御普請成就。寛永十二年。但し此節は。檜皮葺也。寶塔の事は。柏木氏普請所小普請方大工の家説に。台徳公の寶塔は。八角の塔身より屋上まで總て蒔繪の精巧を盡くさる。計畫なれば。靈廟落成の後も。尙其工事中なりしが。島原一揆起り。軍軍資多端なるが爲め。其擧を半途にて停めらる。故に蒔繪は八角の中身に止り。榭組垂木以上屋根に至るまで僅かに彩色を施したるのみ。頭と胴と相叶はざるを見るべし。且つ塔の外屋も他に比して甚だ粗造なりと云。又曰く此八角塔は。毎五十年忌法會にはおぬくひふきと稱し。眞綿を以て塔面を拭ふとあり。何時も其拭ひし綿を焼きて。巨多の金粉を得れば。力を入れて擦り拭ふと云。

承應三年七月。靈屋修繕銅瓦に改め。五重塔を建つ。役鑑に同所御修復。遵奉上人代。承應三七月二十四日。此時銅瓦と成る。奉行松平伊豆守御手傳松平丹後守。案するに。此年は二十三回忌にて。靈廟成就後二十年に當れり。檜皮葺を銅瓦に改めしは。豆州が例の才覺たるべし。丹後守は鍋島侯なり。五重塔は同侯の寄附と聞傳ふれば。此時なるべし。

増上寺の僧某曰く。寺制に靈牌一座を安置するを靈屋と稱し。二座以上合殿なるを靈前と稱し。芝上野の廟は。台徳廟の外何れも合殿なれば。靈屋と稱するときは。この台徳院殿のと云ふ。篁崎博尹君鎌倉八日く。二重屋根は帝廟の制なり。台徳公は明正天皇の御外祖なれば。特に此制を許されたりと。聞く鎌倉の二階堂と云ひしも或は此例ならんかと。

以上記事の初段は本誌第六十六號に載せたりしが。芝公園の記に掲ぐるに及び。多少増訂し。全部通して之を載す。必しも重複にはあらざるなり。

丁酉九月一日

大槻如電識

彫工重次

前號台徳院殿靈廟の條に。來迎石涅槃石の事を記したり。因て其の彫工重次の傳を知らむと欲し其の子孫にしてみと御納戸頭支配御彫物師吉岡因幡の子息。宗雲齋氏の家に就き。之を問ひしに。幸に由緒書其の他妙工記等の書を得たり。乃ち左に其の小傳を述ぶ。

吉岡重次は。京都一條の人なり。彫刻の術に精通して。金鐵瓦石玉角竹木。凡そ物として之を能せざるはなし。其の名稱遂に天聽に達し。姓を藤原と改られ。豊後介に補せらる。慶長年間徳川家康公に仕ふ。寛永六年乙巳に至り。切米百俵扶持米十口を賜はる。執事阿部氏の同稱を憚りて豊前介と稱す。嘗て俱利伽羅不動の尊像を彫刻して。下野國日光山東照宮の廟畔に獻す。又二十五菩薩來迎の狀を彫刻し。江戸三緑山増上寺台徳院殿の廟前に獻せり。此の來迎石は。六十三歳にて圖し。寛永十三年丙子正月廿四日刻成せし者なり。其の後九年間丹精を盡し。同二十一年甲申正月廿四日七十三歳にて。涅槃の像を青石に刻して同所に獻し。又黄銅に同一の像を彫刻し。高野山の徳院京都の妙心寺に納めぬ。後ち妙技を示して子孫を督厲せむが爲めに。一個の桃核に近江國山王七社の神輿船祭の狀と。比叡山の景とを鏤刻し。以て家に傳ふ。當時家光公之を觀て其の精巧を賞嘆せらる。重次老て宗壽と號す。承應二年癸巳六月晦。八十二歳にて歿す。第三子重吉左衛門家を繼ぐ。而して桃核彫刻の如き。歴世將軍の賞觀を經。一

且幕府の倉庫に納め給ひしも。後ち其の家に還付せられ。今尙ほ現存せり。

一先祖

吉岡豊後介

權現様御代。慶長年中月日不知。豊後介伴長三郎父子共。被召出。御目見被仰付。御用相勤。同十九寅年大阪御陣之節。父子共茶臼山。御陣所爲爲伺。御機嫌參上仕。其後御當地并於三殿府。御用相勤。寛永六巳年三月十日。御切米百俵拾人扶持被下置。伴長三郎御切米百俵四人扶持被下置。京都御眼之節は。黄金時服拜頭仕。元和三巳年日光。御宮御造營之節。御内陣其外總御飾御用一圓被仰付。相勤候に付。御金頂戴仕。寛永年中石に而俱利加羅不動之像彫立。日光。御宮の御廟前。同十三子年正月廿四日。台徳院様三回。御忌之節。御忌之節。涅槃石獻備仕。且桃實山王祭禮之彫物。并吉川唯足筆妙工記。御代々奉入。上覽。唯今以所持仕。承應二巳年六月晦日病死仕候。

文昭院の靈廟

芝公園に於ては。徳川家歴世の靈廟。實に其の壯觀を極めたり。故に此の園内に遊ぶ者は。必らず參詣して當時名工の丹精を盡せし美術を歴観し。以て幕府盛時の威嚴を追想すべし。台徳院。即ち二代將軍の靈廟。目撃の實況は前號に於て已に之を報せり。今回は文昭院等の靈廟の現狀を記述せむとす。抑芝公園に在る徳川家の靈廟は。明治十六年以來始めて衆庶の詣觀を許可したるものなり。其より以前は三緑山老松積翠の裡何如なる金碧の結構を秘藏するや。絶て之を知るによしなかりし。然るに一たび其の秘を啓き。其の藏を示せば。壯觀なること日

每欄下に瓔珞を垂る。鍍金ある承座の下なる。左右の板壁は。各楠の一木板にて。六様の獅子を畫く。六個各毛色等を異にせり。是れ亦狩野永眞の筆に係る。御相殿なる間。監甲塗と稱し。黒彩面を照す。相殿の床板に在る者も皆然りといふ。其の鴨居下左右に。雌雄の象頭を附し。又天井組上の每角に龍頭を彫出せり。而して天井の中央より天蓋を垂れ。殿の南方席上に火炎大鼓、磬、羯鼓を置き。所々に黒塗箱入の三部妙典を載せし經几を列せり。僧侶の言に據れば。むかし御拜殿には。十萬石從四位侍從以上の大名。翠簾の内第一席より位階に從て列坐し。十萬石以下の大名は。落縁と稱して。僅かに回縁に列するを得たりといふ。御相殿は。御三家、御三卿、増上寺大僧正。此に坐し。將軍に對面する所なりとす。次に階段を上れば。即ち御本殿にて。宮殿と稱する靈籠を安置せる所なり。靈籠は總て金梨地高蒔繪にて。中央なるは文昭院即ち六代の將軍徳川家宣公。右は懷徳院即ち十二代の將軍徳川家慶公。左は昭徳院即ち十四代の將軍徳川家茂公。並に御臺所靜寛院宮の御靈牌を納む。案内の僧侶恐多くも此なるはと説き出す。參詣人皆拜伏す。蓋し本靈廟は六代將軍の靈廟にて。他は皆御合殿に係る。こは八代將軍の御規定にて。八代以後は別に建築を爲さるに因れり。是より靈廟を出て。御寶塔の處に至る。沿道皆敷石にて點塵を絶せり。先づ石燈を拾ひ上ること二十八級。右折して行く。又上る敷級。拜殿あり。格天井にて。左右障壁に麒麟を畫く。記者の參詣せしは本年九月三日なるに因り。昨日聖上并に皇后宮其他より。靜寛院宮の靈前に供せられし生花數十對。恭しく列在せり。殿後に至り。亦石燈を上る十七級。乃ち右に家茂公。左に靜寛院宮の御寶塔あり。其の形上野公園徳川家墓地に在る者に同じ。家茂公のは石製なり。是并八代將軍

光山の靈廟と殆ど徑庭なし。或る點に於ては勝れるものなきにあらざといふ。是に於て乎彼の日光を觀ざれば。壯麗を説く莫れとの俚言をば。獨り誇張するを得ず。人皆茫然として驚かさるはなし。

公園靈廟中。屋背以下雨戸に至るまで。悉く金彩を用ひしは。文昭院の靈廟に限れり。而して其の拜殿の結構に至りては。殊に奇觀を極むといふ。請ふ順次之を記さむ。唯憾む禿筆の能く盡す能はざることを。勅額門には文昭院の三大字を書せし扁額を掲ぐ是を中御門天皇の宸翰とて承りぬ。門の柱は所謂沈金彫なり。其の柱間の前袖障に獅子の兩面透し彫あり。格天井には牡丹を畫けり。門を入りて水屋あり。一大盃石に正徳三年癸巳十月十四日備前少將源繼政と刻せしを認む。右には鐘樓あり。唐門の左右には兩面透彫の龍あり。玉眼爛として光あり。天井には八方院の天人を畫けり。狩野永眞の筆なり。左右は回廊にて銅燈籠を垂る。柱は總金地にて梅花の彫刻あり。廟内を拜觀せむと欲する者は。欄干に沿ひ。右の方へ迂回すれば。石階あり。案内の僧侶迎て之を指導す。拜殿は金碧燦爛。殆ど人目を眩せむとす。廣さは京間六十餘疊にして。柱は總て金白檀塗りなり。天井は組上格天井二重縁にて。每格飛龍を畫く。金高置なり。嘗て米國博覽會に。其の模造を出せりといふ。中段なる欄間は百花百鳥の透し彫。極彩色にして。一として同じき者なし。即ち右の方第一欄は。紫陽花に鳩。第二欄は梅に小禽。第三欄は櫻に尾長鳥等なり。左の第一欄は紅葉に小禽。第二欄は百合花に鸚哥。次も花鳥等なり。就中左り第二欄の百合花は。當時將軍の特賞を蒙り。むかしは爲めに平生簾を以て護ひ。他人の見るを許さざりし。故に今に上に折釘を存せり。又

より石製と定ればなり。靜寛院宮のは特に銅製にして。加ふるに其の左に在る者は。蓋し皇族なるに因り。故らに之を尊崇する處より此の如くなしまいらせしものによ。記者この所にて聊か將軍并に宮殿下の御履歴を述ふべし。

昭徳院殿

徳川家茂。初の名は慶福。紀伊藩主徳川齊順の子にして。幕府に入り家定公の後を承けて。安政五年十月。征夷大將軍に任す。文久三年京師に朝す。元治元年二月右大臣に任し。左近衛大將右馬寮御監を拜し。尋て從一位に陞る。三月江戸に還る。慶應元年西征の諸軍を領し。五月十六日江戸を發し。二十二日京に至り。尋て大阪城に入る。二年八月十一日薨す。年二十一。乃ち柩を江戸に移して當寺に葬れり。

靜寛院宮

親子内親王は。仁孝天皇の第八女。母は藤原經子。權大納言實久の女なり。弘化三年閏五月十日。和宮と稱す。文久元年四月十九日内親王と爲り。同年内大臣徳川家茂公に適し給ふ。慶應二年御落飾ありて。靜寛院と號せらる。明治十年九月二日薨し給ふ。御年三十年二月。さて宮殿下の將軍と御墓をならべ御靈籠を同ふし給ふは。御遺言なりとて承る。御生前いかに御交情の深かりしを追想し奉るべし。きくならく將軍薨去し給ひしとの報。江戸城中に聞えし時は。殿下の御心の中いかなりけむ。御附の女房も御慰め申し上げ兼ねしといふ。かねて御土産にて。願ひ上げ給ひし西陣の織物も。今は御遺物となりしを御側御用取次平岡丹波守より。將軍の御心を掛られし由御口上を添へ差出したるを御年寄承りてその趣き申し上げしに。殿下には何事をも仰せられず。織物をばそのまゝ緊かど抱かせ給ひ。ツト御休息の間を立ち出

て。御上段の唯中にかばと伏して泣き沈み給へり。その時の御歌。

空蟬の唐織ころも何にせん

綾もにしきも君ありてこそ

かくなげき給ひし殿下も。今ははや將軍と同じく塵沙劫外の人となり給ふ。嗚呼悲哉。

其の隣廓にある寶塔は。家慶公。又其の南隣に在るは家宣公なり。共に一列の高丘にて。各石燈を攀ちて達すべし。家宣公の墓處は。此の中最も壯觀にして。黃銅鑄製の門あり。門扉の前面に水葵裏面に細波の模様を鑄出せり。寶塔は銅製にて。大基石三重共に二枚の巨石を用ゐて之を造れり。外に二重の石欄ありて之を環護す。拜觀の場所こゝに止る。

有章院の靈廟の外は。前號に其の圖を掲げたり。内部は何れも大同小異なれば零す。扱此より當時將軍の薨去より。靈廟落成に至るまでの事實を記述し。以て幕府葬儀のいかに莊嚴なりしかを示すべし。

文昭院殿御實紀卷十五。十月十四日の條に云く。御病いよくおもらせられ。遂に此曉丑刻正寢に薨したまひぬ。十五日。御納棺。廿日靈柩を三線山にをくり奉り。廿一日より御法會あり。十一月二日幽宮に收め奉る。御誌銘は新井筑後守君美これをしたゝむ。かくて具乘院億道を靈廟別當職に充らる。三日は別時念佛。四日初七日忌。萬部讀經、大咒供養。五日二七日小忌。萬部法要。六日三七忌。施餓鬼。七日四七忌、小經道。八日五七忌。四箇法要。十日六七忌。散花供養。十一日七七忌。法問。十二日滿百忌。頓寫。十三日結願。別時念佛。總回向なり。十日に勅使久我内大臣通誠公。仙洞使中院前大納言通躬卿。新女院使小倉宰相中將源季卿。宣命平松少納言時春朝臣。參堂

ありて。正一位大政大臣を御追贈あり文昭院殿と謚し奉られぬ。

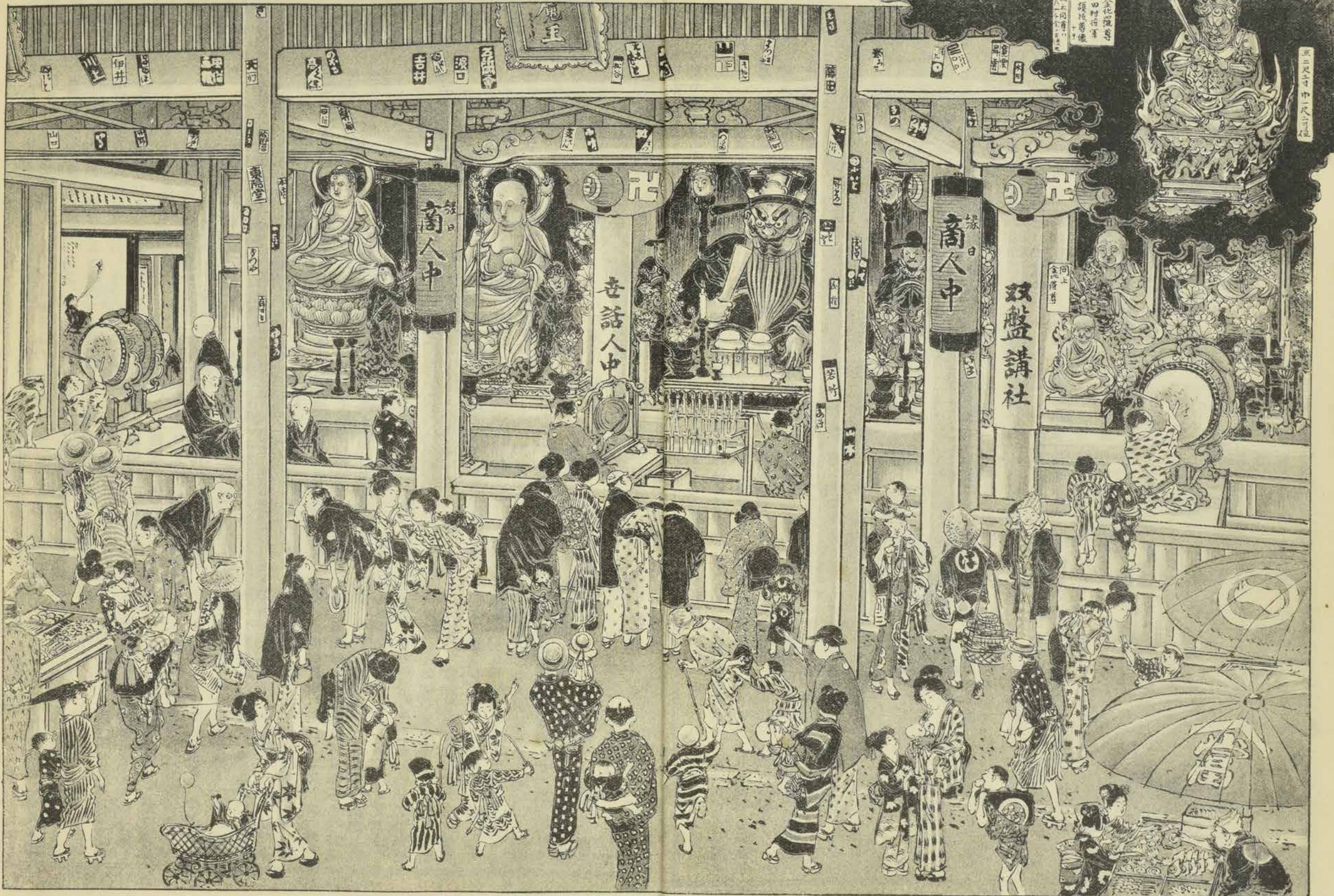
文章院殿御實紀卷一。同年十月の條詳細の記事あり云く。音樂停廢の令を仰出さる。また寺社奉行本多彈正少弼忠晴して。増上寺につかはされ。台徳院殿。清揚院殿の御墳墓其山におはしますをもて。こたひかしてに御葬埋あるへしと御遺旨のよしを仰下さる。東叡山には安藤右京亮信友もて。其旨を准后公辨親王へ仰遣はさる。秋元但馬守喬知に御葬禮并廟殿營造及び御法會の事を總督すへしと仰付られ。井上河内守正岑には。紅葉山靈廟の構造。久世大和守重之には靈柩發引の事。目付鈴木兵衛直武。栃木彌五左衛門定盛は。御葬禮供奉人を沙汰し。小

性間部隱岐守詮之、小納戸細井藤左衛門安明、窪田彌十郎忠任、小普請方竹村權左衛門嘉武、西山源藏昌生には。増上寺靈廟營造の事を命せらる。

十五日。松平伊豫守綱政増上寺靈廟營造の人夫出すへしと命せられ。榊原式部大輔政邦は同所御墓の助役を仰付られ。寺社奉行安藤右京亮信友、森川出羽守俊胤、大目付中川淡路守成慶、勘定奉行水野因幡守忠順。同じ御法會の事にあづかるべしと命せらる。

十六日。御法會の時の警衛を仰付らる。小笠原山城守長瀬は山門。永井備後守直英は表門。井伊兵部少輔直矩は裏門。石川近江守綱茂は本堂裏口。寄合戸田土佐守忠章、藤枝若狭守方致、永井修理尚品、諏訪主殿頼秋は火番たり。秋元但馬守喬知、間部越前守詮房。増上寺にまかり。靈廟聖域の地を點檢す。十七日。目付村瀬仁左衛門房矩。間宮靱負方好。御葬送の道路巡察を命せらる。又松平兵部大輔清武其子内藏頭清方も。願ふまゝに御葬送のとき御供を仰付らる。これ御親屬の故なり。

寶珠閣參之圖



金比羅尊
四時皆奉
願地尊像
同上同前

三十八年七月

同上
金比羅尊

双盤講社

商人中

寺話人中

商人中

寶珠閣

福

十八日。あらかしめ非常の警衛を命せらる。常磐橋は土井周防守利益。神田橋は松平因幡守定遠。一橋は松平遠江守忠喬。馬場先門は松平丹波守光徳。外櫻田は板倉近江守重治。田安門は牧野讃岐守英成なり。又この月靈樞發引せらるべし。よてろの日は尤火を戒むべしと命せらる。供奉の帷布衣以上は熨斗目長袴。以下は半袴を著べし。御葬送の日落髪の際もこれに同じ。道路毎邸より挑燈水桶を出し。窓には蓋をすべし。主人は出るに及はずとなり。又其夜辻々警衛の輩ありといへども。道傍の各邸よりも家士を出し置て。諸事はからはしむべしとなり。又目付村瀬伊左衛門房矩。平岡市右衛門資明。間宮朝負方好は。先立て寺へまかるべし。御葬地はつるまでは。目付一人つゝ晝夜方丈にあるべし。屬吏も同じかるべし。書院番頭徒頭に所屬半隊つゝ勤番せしむべしとなり。百人組は御發引の日。山門を警固し。翌日より晝夜一組つゝ勤番すべし。未だ寺の表門矢來際并片町木戸の外裏門は。長谷川周防守勝知。石川近江守綱茂邸宅の側を下馬の地とさため。表門は海興院の前。裏門は庫裏門の外を下乗の地とさためたる。辻々の警衛は。堀田伊豆守正虎。溝口伯耆守重元。小笠原信濃守長圓。太田原飛騨守扶清。石川石之助總慶。青山下野守忠重。蜂須賀飛騨守隆長。本多遠江守正武。松平山城守信通。板倉甲斐守重寛。稻垣大藏昭賢。松平備前守正久。戸田大隅守忠圓。板倉伊豫守重同。内藤主殿頭政貞。柳生備前守俊方。戸田淡路守氏成奉る。

薩の偈をとまへ。洒水、鑰鈴など。僧どもとりくに行ひ。夫より半藏門をへて。溝水にそひ新橋をこえ。愛宕山の下を導き奉り。宇田川町、濱松町をへて。寺にいれ奉る。鹵簿は左右に平挑燈、御馬一匹。馬預左右に二人。馬乗沓箱持を。次に挑箱高挑燈。左右に三。臺笠日傘雨傘床几曲筥。次に高挑燈。左右に三。左右に徒士各一隊つゝ。小人目付左右に各一人。徒目付左右各二人。次に御具足。これに奉行并に屬吏をひたり。次に目付大島因幡守義全。次に御長刀小十人。左右に一組つゝ。左に小十人頭飯田總左衛門直恒。曾雌權右衛門定勇。右に徒頭本多久五郎直上。左右に同期一人つゝ香燈爐をもつ。次に御刀小性本目讃岐守正房。一柳玄蕃頭直臣。かはるくもつ。御脇指中根大隅守正利。河野信濃守安通。これもかはるくもつ。次に總督秋元但馬守喬知。中央にあゆむ。左洒水の僧鑑歴。常照院智泉これにそふ。右洒水祐頼には。林光院見義を。次に靈山寺白隨。靈巖寺問鑑。蟠龍院運岸。三行に歩す。次に靈樞御後に御側用人間部越前守詮房。本多中務大輔忠良したかふ。駕籠頭所屬をひきひて陪せり。真源院玄青。靈旭。檀岡。長我もあなしく従ふ。其左香爐は。觀隨。要阿。探道。右香爐は。連察。梅室。辨徹。次に松平兵部大輔清武。松平内藏頭清方。中央に少老大久保長門守教寛。次に左御側大久保山城守常春。井上遠江守正長。松平大藏少輔勝以。米津周防守由賢。並に桐の間番頭岡部和泉守長興。沼間日向守廣隆。右は小性小納戸。並に桐の間番組頭中條丹波守直景。藤本筑後守稠賀。隊士十人したかふ。次に御鎗中興小性五人。中興大番六人。次に目付鈴木伊兵衛直武。朽木彌五左衛門定盛。左右に立つ。次に左御膳奉行。右大工頭屬吏従ふ。徒目付左右各一人。次に小人目付左右に二人つゝ。次に左小人頭。草履取一人を。右中間頭。次に左貝太鼓

役。右弓鐵砲。次に左書院番頭稻葉紀伊守正辰。右小性組番頭戸田肥前守政峰。各番士これに従ふ。目付渡邊外記永倫。中央に歩む。次に徒押小人押。つきに總同勢なり。けふ道路の警備は徒頭春日内藏行條、飯河善左衛門俊信、林藤四郎忠勝、永田彌左衛門直清、建部甚右衛門廣次、新庄伊織直道、柴田三左衛門勝富。各隊下をひきわつかふまつる。又落髮して供奉せし小性は。本目讀岐守正房、中根大隅守正利、稻生安房守英正、間部淡路守詮衡、村上市正直、一柳玄蕃頭直臣、河野信濃守安通。小納戸は。竹本宇右衛門茂孝、酒井吉右衛門友定、五十幡八右衛門忠業、鈴木百助自興、五十嵐市十郎永貞、森川與右衛門政記、舟橋半右衛門希賢、柳生十郎右衛門久辰、建部彦次郎賢弘、小笠原頼母持廣、蜂屋左兵衛可全、加藤長十郎景當なり。靈柩寺にいたりつき給へは。龜前堂の假屋にいれまいらせ。廣儀悔行はれ。其後方式にいれまいらせ。柩前にて四奉請後夜偈別時念佛あり。開白は大僧正祐天つかふまつる。明日より御家門は罷削る事をゆるされ陪臣は月代する事をゆるさる。見参ゆりし陪臣も是に同じとなり。

廿一日。寺にては卯刻飯齋。巳刻日中勤行。申刻初夜。この御臺所を初め。御方々みな様かへたまひ。法號をつかせ給ふ。御臺所は天英院殿。御部屋の方は法心院。すめの局は蓮淨院。左京の局は月光院と稱せらる。

廿二日。寺の御法會昨日の如し。所化憶道をもて。新廟別當職に充られ。眞乘院と改む。

廿三日。さきに靈柩發引ありしにより。大手、内櫻田、門番宿直をゆるさる。

廿四日。明日より賤吏月代する事をゆるさる。持弓持筒の頭に。御葬埋の夜より一組つゝ晝夜警備の番つかふまつるへしとふれ

らる。

廿五日。寺の御法會昨日の如し。

廿六日。寺の御法會例におなし。こたひ御葬禮諸大夫以上。無襲衣冠巻纏卷太刀檜扇白足袋を用ふべしとふれらる。

廿七日。こたひ御法會により。参向公卿の館伴を命せらる。勅使は龜井隱岐守茲親。仙洞使は六郷伊賀守政晴。新女院使は太田原飛彈守扶清なり。寺の法會例の如し。

廿八日、廿九日。御法會例にかはらず。

三十日。御法會の時参拜の制を定らる。侍従以上は直垂四品并に諸大夫は狩衣布衣の侍并法印法眼は其裝束の外は長袴着すべし。又香寶獻備の制限は。尾張紀伊の兩卿は各銀二百枚同北の方には各二十枚。水戸黃門綱條卿は百枚。北の方十枚。松平加賀守綱紀は二百枚。若狹守吉徳は二十枚。松平攝津守義行。松平左京大夫頼致。松平大學頭頼貞。松平播磨守頼明各五枚。松平日向守義孝。松平出雲守義昌。松平左近將監義方は各三枚なり。其外六十萬石以上は五十枚。廿五萬石より五十九萬までは三十枚。十五萬石より廿四萬九千石までは二十枚。十萬石より十四萬九千石までは十枚。五萬石より九萬九千石までは五枚。一萬石より四萬九千石までは三枚。三十萬石以上の致仕ならひに嫡子は十枚。十萬石以上の致仕并に嫡子は五枚。一萬石以下は二枚あるひは一枚たるへしとなり。

十一月朔日。この月四日より營作をゆるさるゝひねふれらる。寺の御法會例のことし。

二日寺にては今日大葬行はる。まつ卯刻飯齋。巳刻日中刻初夜。酉刻靈柩方丈をいいて。鎖籠々前誦誦經あり。大久保加賀守忠増御名代として参拜す。よて井伊掃部頭直該をはしめ。老臣御側用人少老御側寺にまかり。掃部頭直該、土屋相摸守政直、

小性間部隱岐守詮之、小納戸細井藤左衛門安明、窪田彌十郎忠任は。さき立て警域にまかる。方丈より警域にいらせ給ふ行列は。左右に高挑灯。次に手挑灯。次に水野監物忠之、鳥居伊賀守忠英。次に大松明をもつ。下部みな侍備を着し。僧鑑歴そひたり。次に左右に挑灯。次に糠林の書。左には天徳寺卓禪、善導寺善慶、靈山寺白隨、靈岩寺岡鑑、弘經寺正眞、幡隨院運岸、東漸寺靈鑑、惠眼院利白、最勝院傳慶、安立院圓道、右に誓願寺了圓、大巖寺靈旭、蓮馨寺了鑑、勝願寺在圓、淨國寺見超、大善寺靈雲、大念寺觀徹、寶松院典了、通元院智碩、佛心院起及。次に灑水。左は隨學。右は連雄。次に柄香爐。寶舎一萬常照院智泉。次に花籠。左に大善寺圓量、雲光院法水、心行寺了了。右に本誓寺自香、專心寺貞廓。次に左に十四僧。右に十五僧。次に紗籠。左に西堂徳玄。右は西堂仙巖。次に灑水。次に左は哲眞。右は往的。次に左月天は文的。右日天は善達。次に鎖籠光明寺詮察。次に左關敷は知辨。右末敷は興順。次に起龍傳通院辨意。次に鏡鏡。左源興院白貞、廣徳院了碩。右は源壽院天真、并に專榮。次に幡。左は縁應。右は徹山。次に登湯、常福寺圓及。次に紗籠。左惠仙右は義繼。次に優茶。弘經寺湛榮。次に鏡鏡。左は月窓院慶山。并に知寛。右は廣度院斷天。花岳院法説。次に念誦大光院岸了。次に挑灯二。次に幡。左寂眞。右は彦俊。次に小松明、祐頓。次に紗籠。左は義全。右に戒忍。次に灑水。左は殘應。右は辨無。次に納物箱雲洞、念徹。次に花籠。次に聲明僧。左は光學院天榮、淨運院惠仙、瑞花院專我、天陽院知發、徳水院知仙、源流院詮也、清光院然知、雲晴院臨的、瑞善院奉廓、貞松院良義。右は林松院見茂、月界院專益、威徳院貝翁、源寶院知的、昌泉院長信、常行院榮隆、普光院辨榮、隆崇院源榮、花養院連山、壽光院知雄、天光院單樹。次に

目付平岡市右衛門資明。次に御馬。馬方一人。馬乘一人。踏箱持そふ。次に幡。左は泰吟。右は吟禁。次に徒士二行。其頭建部甚右衛門廣次をひたり。次に挾箱。小十人組二隊。其頭石丸五左衛門定清。次に御長刀。次に行者長秀、永秀。次に紗籠。左は圓達。右は門昭中央は經箱寂天、普門そふ。次に大松明。左は融音。右は南信。次に導師大僧正祐天。侍者檀的、辨了。次に紗籠。左は仙岸右は廓岡。杏持杖持二人。次に幡。左は門隆。右は見隨。次に紗籠。左は存廓。右は知訓。次に挑灯二。次に香爐祐海、順阿。次に灑水。左は辨龍。右は虎的。次に挑灯二。次に同明頭二人。次に挑灯二。次に惣奉行秋元但馬守喬知。次に御名代大久保加賀守忠増。つきに幡。左は廓玄。右は貴順。次に靈牌は建築これをもつ。次に幡。左は祐辨。右は俊了。次に紗籠。左は深道。右は辨徹。次に御膳。七五三。春澤、梅室、感達、學岡、柳園、觀隨これにそふ。其左右幡。左は官隆。右は林隨。次に紗籠。左は宗順。右は祐岸。次に役者靈旭、檀歷。次に靈柩次に御刀は小性本目讀岐守正房、一柳玄蕃頭直臣。御さしるへは中根大隅守正利、河野信濃守安通かはるゝもつ。御柩の左に間部越前守詮房。右は本多中務大輔忠良ひたり。次に別當眞乘院信道。左は役者安養院香水、右良源院玄青。次に天蓋。左は松平兵部大輔清武、間部下總守詮言、松平内藏頭清方。右は檀岡榮廓、英長。次に少老久世大和守重之。次に左は御側大久保山城守常春、青山備前守祕成、井上遠江守正長、北條對馬守氏澄。右は小性小納戸。次に桐間番頭組頭。并に番士十人。次に左中興小性。右同じ番士。次に御法會勤番小笠原山城守長瀬、永井備後守直英、石川近江守綱茂、井伊兵部少輔直矩。次に鎗五柄。次に目付。左は鈴木伊兵衛直武。右は朽木彌五左衛門定威。各徒目付一人ろひたり。つきに天英院殿をは

しめ、方々の執事九人。次に徒目付一人押なり。かくて靈樞幽宮に入せ玉ふのち。代參使加賀守忠増をはしめ。各拜し畢て退く。凡けお供奉にまいりたる人々。五位以上は衣冠に拍はさみ。其外はみな布衣あるは素額を著せり。このころ夜毎に大星あらはれて。月を繞りしを見し人多し。又靈樞の壁域にわたり玉ふころ。雪のはら／＼とふりきぬと覺えたりしか。喪屋の上に多くたまりしをとりてみれば。皆てりか、やける白き玉にそありける。これより二日三日の程。其玉拾ふとて、かしてにみち／＼し人。道もさりあへず。またおなしころ日々に天花のふりぬとて。人々器をもて承るに。あさみの花の如くなる金色の光あるもの。風にしたかひ下りたりき。

三日秋元但馬守喬知。寺よりかへりて拜謁す。准后公辦法親王に使奉らる。寺の本堂にては初夜別時念佛あり。四日寺にはけふ初七の法會行はる。万部讀經の後。大光供養あり。光明寺詮察つかまつる。よて井上河内守正岑代參す。五日寺には高部の後。二七法會あり。日中法要傳通院辨意つかまつる。

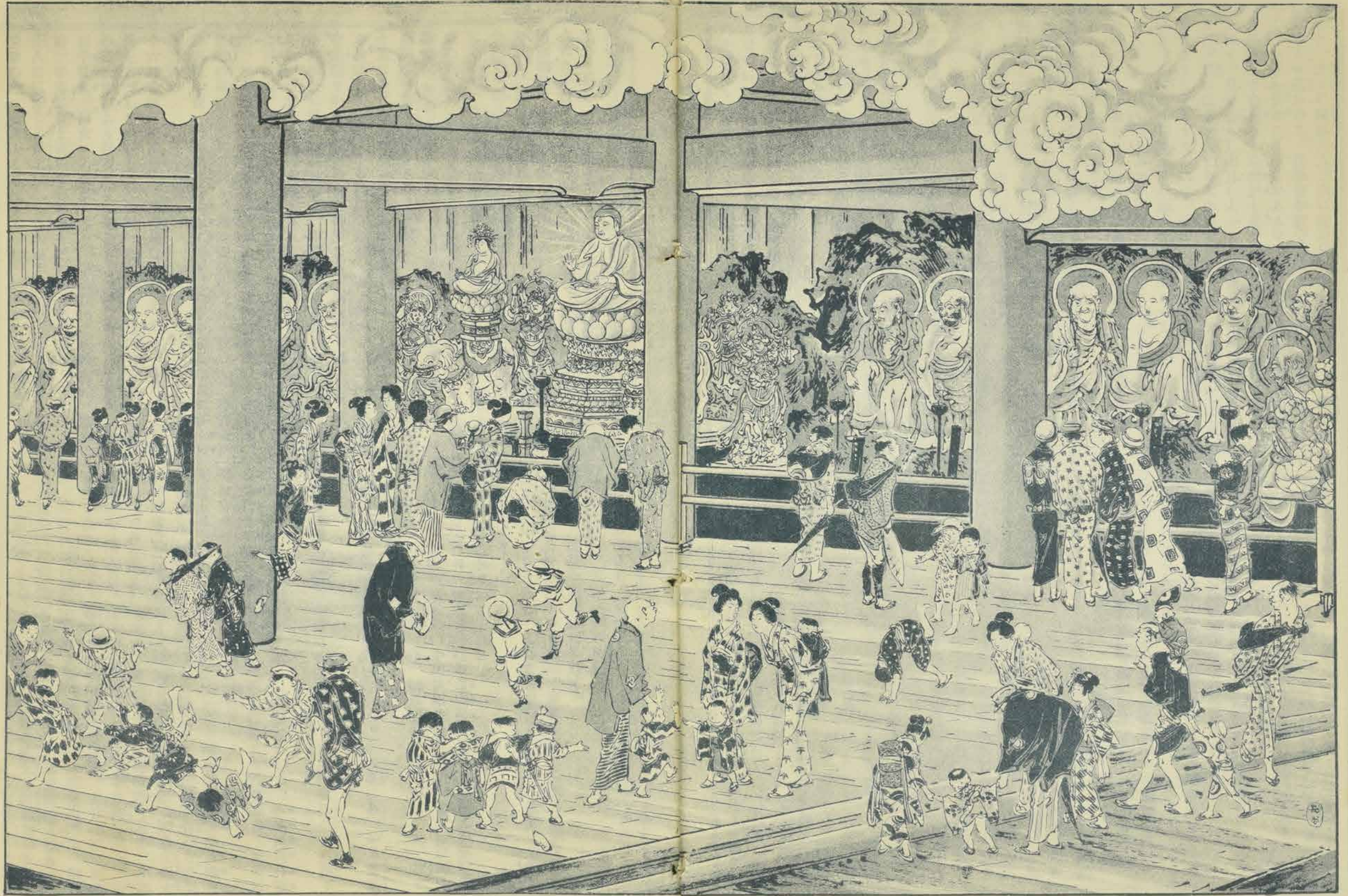
六日御法會例の如し。三七忌施餓鬼あり。光明寺詮察つかまつれり。七日御法會例に同じ。五七忌により四箇法要傳通院辨意つかまつる。申日によて大久保加賀守忠増代參す。少老鳥居伊賀守忠英。寺より御使して。秋元但馬守喬知をはしめ。御法會にあつかる輩を存問す。

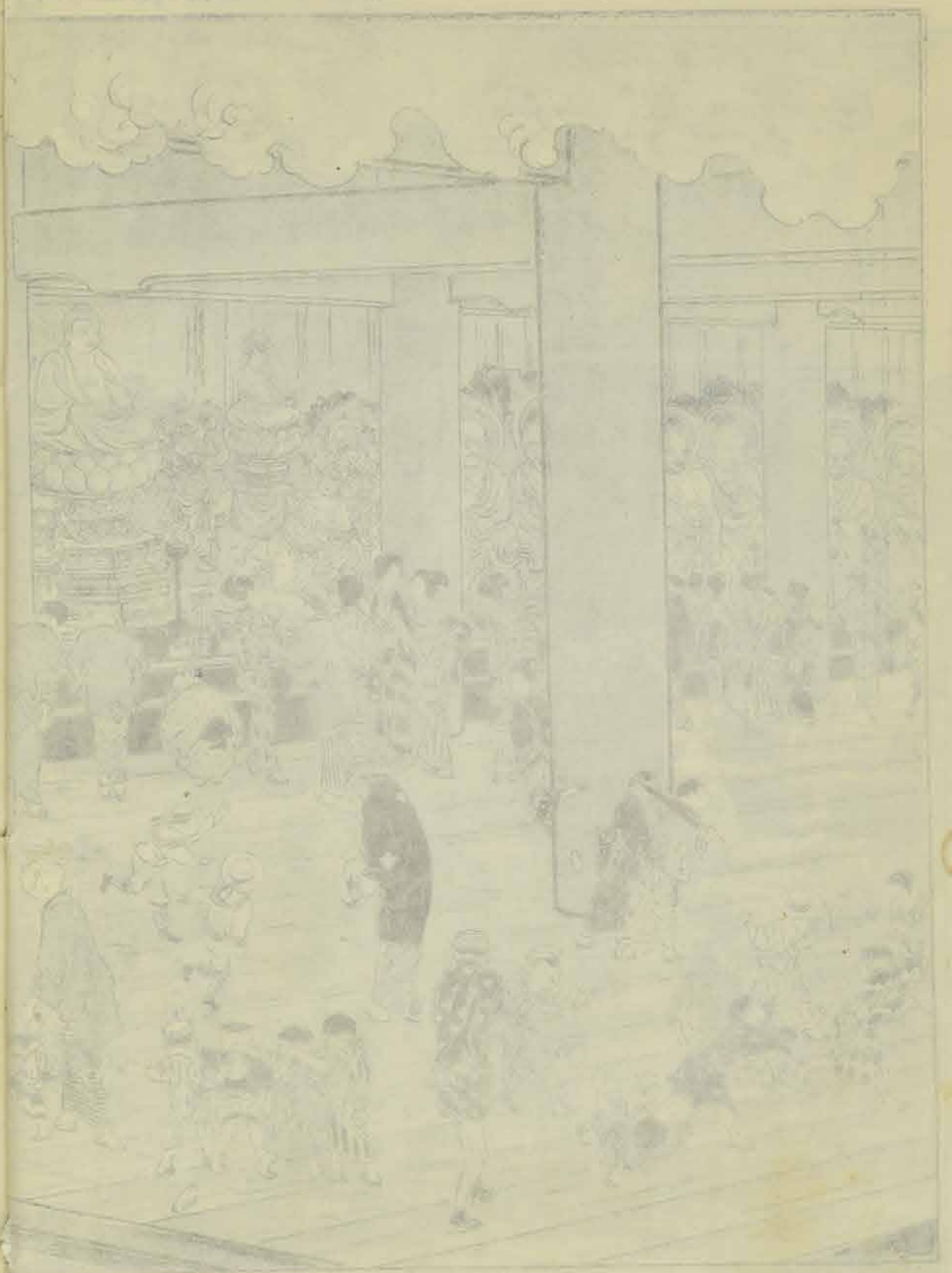
十日勅使久我前内大臣通誠公、仙洞使中院前大納言通躬卿、新女院使小倉參議中將熙季卿、宣命使平松少納言時春朝臣參向ありければ。阿部豐後守正喬御使して慰勞す。高家織田能登守信門そひたり。旅館にして。前内大臣通誠公御追號ならひに其宣

旨を豐後守正喬に授らる。豐後守正喬より能登守信門にいたせは。目付平岡市右衛門資明して。本城に護送せしむ。此日寺の御法會例のまゝなり。六七忌散花供養傳通院辨意つかまつる。又御供米千三百七十石を寺に寄附し玉ふ。十一日寺には七々の法會法門あり。大僧正祐天執りをこなふ。十二日寺の法會滿百忌願寫。傳通院辨意つかまつる。十三日けふ國持外樞方石以上。表高家寄合小普請の輩は。十五日より月代するべしとふれらる。

寺の御法會結願なり。御追號の宣旨を高家織田能登守信門寺にもちまいり。總奉行秋元但馬守喬知にさつく。目付加藤右近明敬そひたり。十四日御初月忌によて。阿部豐後守正喬寺に參拜す。寺には勅使をはしめ。公卿參堂あり。平松少納言時春朝臣。御贈位官の宣命よみあけ奉る。事はて、大局をはしめ御方々の贈經あり。攝家宮門跡清花傳奏昵近の月卿雲客。佛經を進薦あり。よて大久保加賀守忠増、間部越前守詮房、本多中務大輔忠長、少老鳥居伊賀守忠英監臨し。中興小性等役遂をつとむ。土屋相摸守政直は衣冠して代拜し奉る。水戸中納言綱條卿も拜禮あり。人々退りて後。囚獄二十二人赦行はる。又別時念佛總回向并に初忌の飯齋あり。此日賜はる布施物は。大僧正祐天は銀二千枚。時服十。前大僧正門秀に銀二百枚。光明寺詮察に銀五十枚。時服五。傳通院辨意に銀百枚。時服五を下さる。中聲明僧二十人に銀四百五十枚。所化出僧八百九十三人に銀六千二百五十一枚。百五十七ヶ寺に三千百四十枚。座奉行六僧に四十二枚。帳讀六僧も同じ。殘寮舍三僧に二十一枚。讀經檀林伴僧六人に四十二枚。役者二人に四十枚。内陣殿司廿人に百枚。外陣殿司二百人に六百枚。別時念佛廿人に四十枚。諸廟の番僧三十八人に八十八枚。念佛堂詰







の頭一人、三枚堂詰十二人、廿四枚。本堂影堂方丈内道心者八人へも同じ。方丈内小僧同宿廿二人に廿枚方丈内諸役人番人三十人に九十枚。台廟の掃除頭二人、六枚。掃除の者二十人、廿枚。清廟掃除者九人、九枚。其頭一人は二枚。桂昌院殿靈牌所掃除者五人、五枚。西堂五百九十三人、五百九十三枚。黒衣六百二十三人、鳥目千二百四十六貫文。又はしめより御法會にまいりたる衆僧、銀二千枚。冷工十人に百枚寺領の農商に千枚下さる。此の香火料奉らる、方々には。天英院殿より銀百枚。瑞春院殿、養仙院、松姫、竹姫の御方々各五十枚。法心院尼、蓮淨院尼、月光院殿、壽光院尼より各三十枚なり。又囚獄廿二人を放たる。十五日前代の御尊諡を文昭院殿と稱し奉るべしと仰出さる。けふ公卿の旅館に。土屋相摸守政直、井上河内守正岑、阿部豊後守正喬まかり。歸洛の事を仰下され。賜物を傳ふ。久我内大臣通誠公に銀五百枚時服十。中院前大納言通躬卿に銀三百枚時服六。小倉參議中將熙季卿に二百枚に六。平松少納言時春朝臣に百枚五。平田中務少輔職永は三十枚二。青木雅樂允某は十枚二。槐門竹園の使臣等は十枚に四また准門跡の使は十枚に三。清華の使は十枚に二つ。傳奏昵近の使は十枚つ。専修寺門跡圓猷の使。并に樂人等時服二つ。内府の家長二人に各十枚下さる。

十六日普第の衆はしめ。諸有司諸番士悉とく。十八日より月代をるべしとふれらる。公卿けふ發駕して歸洛せらる。こたひの御法會により替者にも賜物あり。檢校に青杖三十貫文。座頭に千貫文。盲女に二百貫文なり。豊後豊田の兩檢校は。頓寫の時。平家琵琶を弾かせしにより別に銀を下さる。

十八日三家普第衆出仕してうかひ奉る。二十五日過給ふにより。三家の方に明日より月代するへし。松平加賀守綱紀もふなじか

るへしと仰出さる。寛永寺にては准后公辨法親王。きのふより御法會行はれ。天台一宗の納經あるをもて。寺社奉行本多彈正少弼忠晴、渡邊外記永倫山に赴く。

二十日准后公辨法親王のもとに。高家吉良左京大夫義俊もて銀五百枚をおくらせらる。これこたひ自らの志にて法會どり行はれしをもてなり。

二十九日御遺物をわかち給ふ。

三年二月十八日三縁山文昭院殿靈廟造搆始あり。秋元但馬守喬知、小性間部隱岐守詮之、小納戸細井藤左衛門安明、窪田彌十郎忠任。其外松平伊豫守言邦、榊原式部大輔政邦はしめ。事にあつかる輩みなまかる。

二十六日三縁山文昭院殿靈廟柱建あり。よて事にあつかる輩監臨す。

八月七日縁山靈廟の別當眞乘院億道に。調度の費用金三百兩下さる。

九日三縁山新廟造營の奉行命せられたるをもて。小納戸細井藤左衛門安明窪田彌十郎忠任は。ともに諸大夫になさる。安明は和泉守忠任は肥前守とあらため稱す。

九月五日三縁山文昭院殿靈廟上棟あり。阿部豊後守正喬直垂きてまかり。拜殿の左の座につく。増上寺大僧正祐天右の方に坐す。別當役者は後にあり。北廂に松平伊豫守綱政。榊原式部大輔政邦、各直垂著して坐す。南廂に小性間部隱岐守詮之、小納戸細井和泉守安明、窪田肥前守忠任、各侍衣。小普請方麻上下右筆は布衣きて坐す。寺社奉行松平對馬守近禎、土井山城守利意は。各侍衣目付武藤庄兵衛安英、仙波七郎左兵衛門道種、納戸頭武島左門茂孫は。各布衣大工頭片山三七郎滿國は大紋きてつぐ。巳刻式はて。三七郎滿國に義光の御太刀鞍馬轡毛を下さ

れ。棟梁二人に銀を下さる。加藤和泉守嘉矩靈廟火の番を仰付らる。

十四日三縁山文昭院殿靈廟に。十屋相摸守政直代参す。清揚院殿にもおなし。けふ仰出されしは。今より後廟殿の事を佛殿并に御堂と稱し來りしを。靈屋ととなへ。御墓所を御廟と稱せしを。寶塔とあられ稱すへしとなり。

二十四日文昭院殿御影申刻遷位によりて。秋元但馬守喬知初め人々衣冠にてまかる。阿部豊後守正喬は束帶して代参す導師。は社天なり。けふより持ち鐵砲の頭寺の警衛をゆるさる。

二十六日文昭院殿靈廟の供養により。秋元但馬守喬知はしめ。衣冠きて寺にまかる。土屋相摸守政直、大久保山城守常春、井上遠江守正長も同じ上をひして著坐す。御名代久世大和守重之なり。被物は中奥の小性役送す。公卿參堂あり。大僧正祐天に銀百枚參僧に三百枚下さる。

十月二日今宵より文昭院殿周圍の御法會あるにより。申刻初夜勤行、別時念佛行ふ。導師は大僧正祐天つかふまつる。

三日御法會により。阿部豊後守正喬代参す。寅刻晨朝勤行、辰刻萬部讀經、開白は大僧正祐天なり。

四日五日御法會きのふの如し。

六日御法會の如く行はれ。申刻法問あり。

七日御法會中日により。久世大和守重之代参す。また少老大久保山城守常春もて。總奉行秋元但馬守喬知はしめ。事にあつかる人々を勞はせ給ふ。大僧正祐天には使番葛田讀岐守廣番して楡重を下さる。

八日九日十日例の如し。

十一日申刻四箇法要。導師光明寺證察つかふまつる。

十二日結願。別時念佛總回向あり。

十三日寺にて被物行はる。井伊備中守直惟、井上河内守正岑、水野監物忠之、御側三枝攝津守守相。各衣冠帯劔して著坐す。公卿參堂あり。彌陀稱讚偈。導師大僧正祐天つかふまつる。被物の役送は、高家中奥小性各これをつとむ。

十四日けふ公卿參堂。納經の事あり。名代の御使立らるゝをもて朝より總奉行秋元但馬守喬知はしめ。寺社勘定の奉行并に事奉りたる小性小納戸。各束帶して北廂東の方に伺候し。宿老御側用人もおなし。少老御側は同じ東の方。松平兵部大輔清武、間部下總守詮言もおなし。高家前に勤番奉りたる大名。みな束帶にて南の假廂。小普請方は素袍、右筆は假布衣にて其末にあり。目付は布衣著て階上に候し。役送の中奥小性並に寄合の諸大夫。束帶にて回廊にあり。時に勅使久我前内大臣通誠公。法皇使押小路前大納言公音卿。女院使油小路宰相隆典卿まいる。禁廷かた／＼よりの贈經を供へらる。次に代参使井伊備中守直惟。束帶にてまいるは。但馬守喬知はしめ人々階下に出迎ひ。大僧正祐天は内陣に著坐す。備中守直惟拜し終り。かさねて御墓にも參拜して退く。次に攝籙、竹園、清華衆、并に傳奉院近の贈經を供せられ。經供養行はれ。被物ありといふ香料をなへられしは。一位殿より銀五十枚。月光院より三十枚。中御布施は祐天に銀千枚前大僧門秀に二百枚。傳通院辨意、弘經寺湛榮、大光院岸了に百枚。以下また囚獄のもの十九人を放たる。

十五日秋元但馬守喬知靈廟營造并に御法會を總督したるより。左弘安の御刀下さる。松平伊豫守綱政靈廟造繕に入歩出したるによて。左吉貞の御刀榊原式部大輔政邦寶塔營造の人敷出せしにより雲次の御刀下され。寺社勘定の奉行、大目付、目付、并に御法事にあつかりし人々賜を給ふ。

○守廟院社

三縁山徳川家の靈廟は。もと増上寺方丈に於て供養すべきも。當時或は崇敬を飲くことあらむことを恐れ。別に別當の一職を定められたり。今に至りて舊別當の職に在りし院社。依然として守護の任に當れり。

○寶松院

台徳院殿の別當なり。初め寶樹菴と稱せしが。後ち今の名に改む。當院第九世忍海上人畫にたくみにして篆刻をも善くせり。著す所白華印譜あり。服部南郭之に序せり。又好て歌もよまれたり。

寶曆九卯年八月。幽齋翁百五十回忌辰追善の歌筵。白銀清涼院法尼の許にありし時。

寄月懷舊

なかめつゝ其世の秋そしのはるゝひかしなからの月の光を以て其の一斑を窺ふべし。

舊宿坊

- | | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 佐竹右京太夫 | 佐竹壹岐守 | 松平大和守 | 相馬長門守 |
| 内藤豊前守 | 内藤豊後守 | 土岐山城守 | 酒井右京亮 |
| 諏訪因幡守 | 大村上總介 | 遠山美濃守 | 一柳對馬守 |
- 惠眼院
是れ亦台徳院殿の別當たりしが。今は廢せり。

舊宿坊

- | | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 水戸殿 | 松平播磨守 | 松平大學頭 | 松平大炊頭 |
| 松平左兵衛督 | 植村駿河守 | 毛利讀岐守 | 池田内匠頭 |
| 九鬼長門守 | | | |
- 台徳院殿の御花畑は。もと飯倉に在りて。右兩院にて嘗て之を領せり。今はなし。

○具乘院

文昭院殿の別當なり。初は方丈の内隨幹の億道に命せられ。翌年に至り別に一院を建らる。當院是なり。元文四年十二月億道隱居の後より。貫主の殿旨に因て住持を定めぬ。むかしは當院庭園の名高く。八境八景の題目ありしといふ。

八境

- | | | | | |
|------|------|------|------|------|
| 山亭新晴 | 楓橋落葉 | 花間春風 | 巖頭青苔 | 金地綠樹 |
| 間窓夜雨 | 孫松晚照 | 寒園朝雪 | | |
| 八景 | | | | |
| 圓山皎月 | 池蓮幽香 | 隣寺春翠 | 溪水清音 | 遠嶺夏雲 |
| 富峯霽雪 | 穹閣鐘聲 | 稻荷叢祠 | | |

舊宿坊

- | | | |
|-------|-------|--------|
| 井伊掃部頭 | 水野出羽守 | 久留島伊豫守 |
|-------|-------|--------|

○瑞蓮院

有章院殿の別當なり。正徳六年五月八日意詮に命せらる。(意詮は相摸國鎌倉大佛高徳院に住す。貫主松譽大僧正の資子たるを以て、五月八日出府ありてこの職に補す)是歳白蓮池に一莖二花の瑞蓮を生ず。因て建立の後ち當院に名く。寶曆十一年六月十二日。傳信院殿薨去の時。住持知湛別當兼職に補せり。

舊宿坊

- | | | |
|--|--------|--------|
| 松平讀岐守 | | |
| ○最勝院 | | |
| 崇源院殿の別當なり。初めは最勝軒と號せしが。後ち院に改む。寛保元年二月廿八日。天英院殿御入棺の後兼職を命せらる。 | | |
| 舊宿坊 | | |
| 秋田山城守 | 小笠原相摸守 | 井伊右京太夫 |

○佛心院
桂昌院殿の別當なり。後ち寶曆二年九月十九日。月光院殿御入棺の時兼職を命せらる。

舊宿坊
松平右京大夫 黒田豊前守 本庄大和守

○通元院
清揚院殿の別當なり。寶永二年十月五日。傳通院より改葬の際之を建つ。

舊宿坊
加賀家

○安立院
安國殿即ち東照宮の別當なりしが。神佛分立の際廢せしと見え。今はなし。

舊宿坊
紀伊殿 松平左京大夫

○岳蓮社
淨徳院殿五代將軍綱吉公の嫡男松君の別當なり。初め清蓮社といひしが。後ち今の名に改む。

瑞春院殿、於傳 孝順院殿、玉樹院殿等、合祀なり

○松蓮社
靈仙院殿の御位牌殿として、尾張家より造立せり、清蓮院合祀

○鑑蓮社
明信院殿の般舟三昧殿として。絶伊家より建設。初め秀蓮社と稱せしが。後ち今の名に改む。

貞恭院殿、俊岳院殿合祀
もど其の後岡に丸層臺あり。桃旭亭と名け。風景太た佳なりしと云ふ。

●別開蓮社

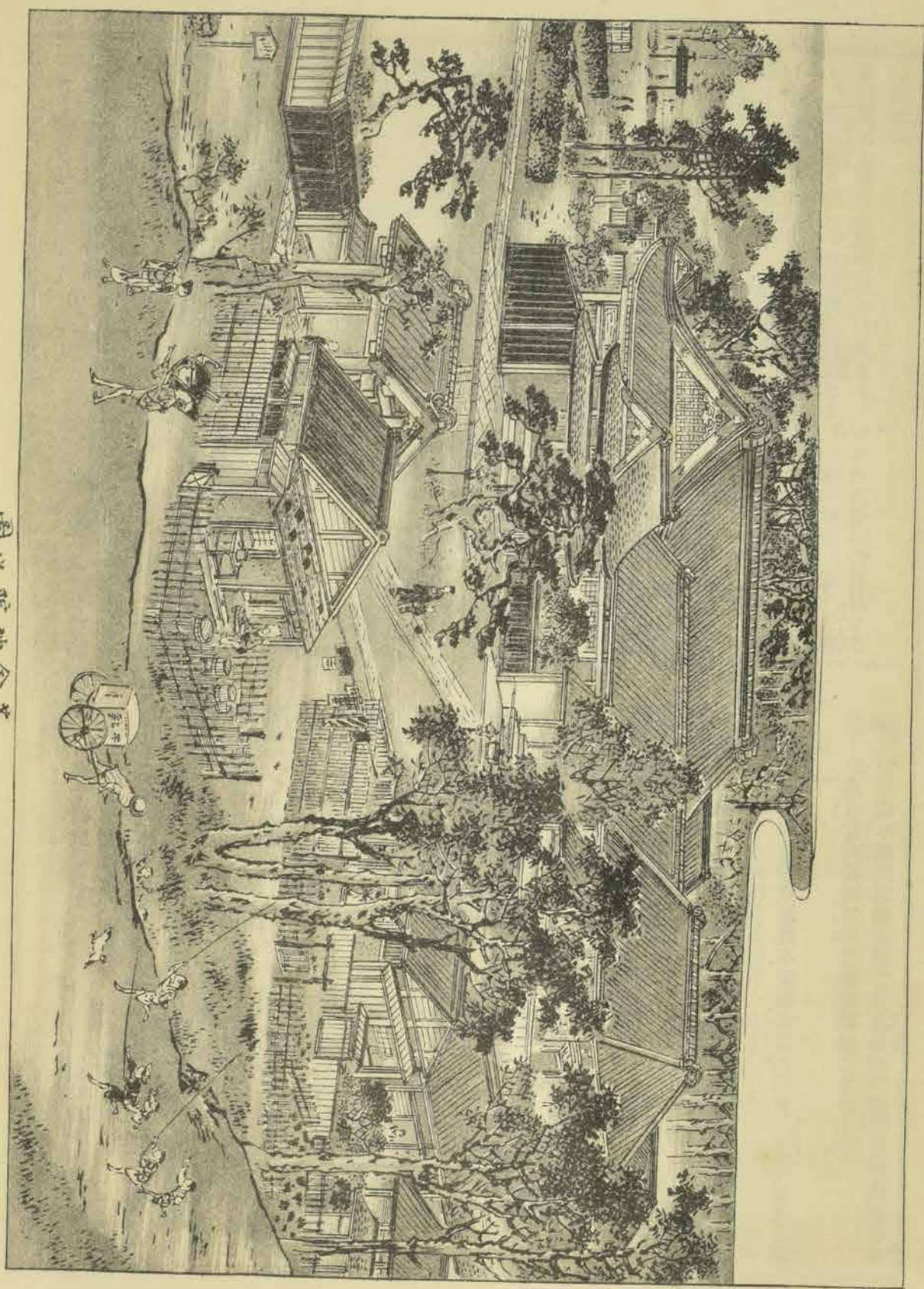
○惠昭律院
桂昌院殿の遺命に因り。寶永二年十一月。不斷念佛壇として建立せり。今は廢しぬ。

○妙定院
當山四十六世妙譽定月大僧正。寶曆十一年六月傳信院殿の導師を勤めし冥加の爲め。同十三年十一月淨業別院を建て。將軍家歴世の靈牌を安置し。六時勤行の道場とす。幕府大奥等の寄附あり。後ち孝恭院殿の靈牌を安置せり。當院の阿彌陀如來は。安阿彌の作なり。

○西蓮社
寛延三年五月。當山四十四代門譽大僧正の時。生實大巖寺住練譽雅山和尚。月行事たりし時。學徒策勵の爲め。明本の一切經を納め。報恩藏を建立し。當山開祖西譽上人の師。西蓮社了譽上人の影像を安置し。直ちに西蓮社と名く。明和九年に至り堂舎全備せり。

○安蓮社
當山歴代并に一山の僧衆。及ひむかしより武家の墓所なり。もと性高院殿尾張國名護靈廟の跡なりしが。明和五年十月。行者田中文周小堂を建て。聖衆庵と名け。諸の廟塔前香華供養の勤行を爲す。然るに安永三年十月。不斷念佛執行の資料を備へ。貫主安蓮社譽大僧正。開關導師として。不斷念佛の道場とし。更に安蓮社と唱へしむ。

○福壽院 神明合
正徳五年松譽大僧正の時。福聚の院號を附し。黒衣の僧住持す。天明二年十二月。院主普教の時。毛利治親朝臣二百戸を新附し。宿坊を勤むべきに定り。香衣別院となる。今は廢しぬ。



圖之院地金芝

○清光寺

舊鶴岡城主酒井左衛門尉の墳院なり。初めは黒衣の僧住持となり。清光院と稱し。聲明衆の列陣たり。明和の初年。寺を改稱して別院となり。香衣の僧住持となれり。元文年間當寺の住職山上人亮敬字。學位第一班に在り。衆敢て之に抗する者なし。太宰繩爲めに墓誌銘を作れり。

○清林院

寶珠を合堂。享保十二年第三十九代學譽大僧正の時。一道といへる僧惠心僧都の作。聖觀世音の像を傳來せしに。貫主も其の像を信仰して。本院を建立し。一道を住持とす。安永二年四月。香衣別院と定む。

○寶珠院

貞享二年生譽靈女上人、白蓮池の辨才天女を勸請し。又關魔王を建立し。別當を寶珠院と名く。享保年中演尊白隨上人。香衣別院に定らる。辨才天女の社。當初本院の地内にありしを。延享元年白蓮池の中島に移し。當院より供養せしを。寛政十一年當院も同じく中島に移りしが。文化二年又移轉し。後ち十年今の地に改らる。

○金地院

勝林山金地院の記事は。諸書載る所寥寥にして。詳述したる者なし。因て郵筒して同院に質せしに。嘗て官府に錄上せし者を寄送せられたり。同院の記事にして確たる者之に若くはなし。乃ち左に掲録して以て世に弘示す。

東京府武藏國芝區公園地二十一號八番

禪臨濟宗南禪寺派

金地院

一本尊

觀世音菩薩木像宋眞陳和卿之作元祿七年德川將軍綱吉公本堂を建築し當院第四世錄司普濟禪師之を安坐す

一由緒

當院關山僧錄司特賜圓照本光國師以心崇傳長老は初め京都南禪寺に住せり徳川將軍家康公其道名を聞き慶長十三年召て駿城に接見し禪門の法要其他所問の答旨台意に稱ひ禮を加て顧問に充て城内に一院を創立金地院と稱呼して此に居らしむ依て國政を興り聞き禁中公家宮門跡武家寺社等の法度諸條目其外朝鮮を始め異國の返翰伴天邊追放等の文案を製作し且つ異國人來朝の節は必ず應接元和元年七月二十一日僧錄職に兼補せられて院領千九百石の直判を受領す元和二年江戸城落成するに及び駿府の金地院を城内の楓山に引移され是より先き南禪寺兼住するを以て清涼殿を拜領し同寺の方丈とし其他の諸伽藍を再建し同寺山内の舊趾に金地院を再興す舊趾は應永年間大華嚴和尚創立の在京の節は屢は參内し法要 勅問あり寛永三年十月八日 後水尾帝特に宸翰を染て圓照本光國師の號を賜ふ其以後は 主上御同座なし玉ふ由し寛永四年丁卯八月禁中の雅會に陪し月の詩五十題席上に作る其和章は羅山集に見へたり家康公他界に臨み後事を密託せらるゝを以て南光坊本多上總介等と謀り夜中遺骸を奉し久能山に納む日光山遷座の儀も從事す後ち楓山の金地院に居して秀忠家光兩公の政を補し家康公一代政要の留記三十一冊寛永四年七月十六日自ら幕府に納む寛永十五年正月七日病篤し上使官醫を以て日々慰問同月二十日示寂行年六十五全身を京都の金地院に送葬す遺命を以て翌二十一日弟子竹西堂登城し院領の直判並に百人口の給米を返上す依て國師の上足最岳長老を召し舊院領の内改て五百石の朱印

を降し金地院住職僧録兼補の朱印を授けられ同年五月最岳の願を以て楓山の金地院を今の地に引移され元禄七年十月二百石の朱印を加増せらる爾來當院住職二十一世台命朱印を以て僧録職に兼補せられ年中の諸式日は勿論月次三日其外吉凶とも諸侯同様に登城し柳の閣詰め白書院埋櫛の内二疊目にて禮謁す上京の節時服十領白銀五十枚道中人馬の朱印十疋を頂戴し閑老より船川の證文を受け在京中年始は勿論京都江戸上下の參内を勤め其節は公卿の間に休息し清涼殿に於て天顔を拜し奉り崩御の節は般舟院泉涌寺へ出頭し五山と同日に獻經誦經を勤む當院僧録の職たる京都鎌倉兩五山派を管領し派内の人才を擧擧して五山十刹諸山等の官寺夫々の當する住職の台帖を申し降し其員へ授け各自に宗規僧録職を奉するを以て開山以來何寺の末と云ふ名義なし徳川氏末政奉還明治維新の際前僧録可庭巨長辭職隱退す茲に於て法春等背議し當院儀自今南禪寺末に屬し獨住地たらんとを具狀して明治四年七月西京金地院門中より京都府へ出頭し同十二月同府より附紙を以て願の趣聞届く住職の人體を取極め東京府へ可願出どの指令に付翌五年二月伊仲住職の儀を法春檀中連署して東京府へ出願し三月十五日朱書を以て許可あり將又開山本光國師慶長十三年より寛永十年迄二十六年間參政勤勞の事跡且つ當院創立の緣由等は國師日記四十七卷中に顯然たり今其要を撮り略記す此國師日記は正徳二年七月二十六日異國日記七卷は同三年六月五日條目案文四卷は享保四年二月十二日閑老の命により之を寫して差出す舊政府中は楓山の寶藏に秘在すと云爾

一庫裏并廊下 十五間、四間半
 一雪院 九間、七間
 一居室 二間、二間半
 一玄關 二間、二間半
 一使者之間 六間半、三間
 一位牌堂 二間、二間半
 一繪馬堂 二間、九尺
 一表門 同
 一同番所 同
 一浴室 同
 一雪隠 同
 一甲寮舎 同
 一乙寮舎 同
 一長屋 同
 一物置 同
 一小屋 同
 一境内 同
 但當受領境内壹萬二千三百五十坪餘明治九年中夢公園地ト御改正ニ付同十一年十二月公園地ノ内當院堂宇敷地并野菜畑地等凡ソ四千二百五十坪無稅拜借之儀を上願し其許命を蒙る内(四百四十八坪八合七勺五才明治十三年五月二十八日返上五百五十一坪二合八勺地中ニ玄庭分借)
 一境内立木 但公園地内ニ付什物私有ノ立木一本モ無之
 一什器
 一佛涅槃像 明人思齋筆
 一同 京都秋圓尼筆
 一十六羅漢 兆殿司の圖を寫長門春臨筆
 一觀音應現 畫工不詳
 一十八尊天 同
 一十六善神 同
 一文殊(左右)山水 木下金吾筆
 一渡江達磨 當院普濟禪師自畫贊
 一達磨(徳山臨濟) 狩野常信筆
 一開山肖像 畫工不詳
 一露地獅子 狩野常信筆
 一寒梅 狩野探幽筆當院開山贊
 一開山遺像 當院大興禪師之寫
 一貞操 二大字 元禄七年十月徳川將軍綱吉公來臨ノ節幣上揮毫
 一孤雲之圖 畫木下金吾筆贊京院食兩五山諸彦

一本堂 間口十一間、奥行七間 六十七坪

一江陵十二景詩軸 寛永年間諸彦合作
 一禪林象贊 妙心寺無著撰
 一金灰集 當院大興禪師抄録
 一賀頌寫 徳川綱吉公當院へ來光の節
 一和歌新編 普濟禪師賀頌五山諸彦和
 一施行記 寛文九年二月京尹飯食重延奉旨命
 一當院由緒書 發官 濟圓圖之贊天龍寺普濟進作
 右開祖本光國師慶長十三年徳川家康公に謁し國政を興り開き天下僧録司に任せられ當院創立以來法孫二十一一代僧録奉職中の要件を抄す
 一國師遺墨記 一冊
 右は本光國師日記中より任職の事跡を抄す 四十八冊
 一國師日記 七冊
 右は本光國師慶長十三年ヨリ寛永十年まで參政中自筆の日記なり但し西京金地院に秘藏す
 一異國日記 四冊
 但同上
 一舊政府諸條目案 四冊
 但同上
 一舊記録 三百冊餘
 右は本光國師以來法孫二十一一代僧録奉職中の雜記日録諸書也
 一書院領朱印寫 一冊
 右は徳川代々執政中之を受領し明治維新の際本紙を太政官へ差上置き候也
 一議定書 一通
 右は當院末寺蝦夷アツケシ國泰寺の儀慶應三年奥州仙臺家と爲取替の書也
 一舊境内全圖 新古二枚宛 四枚
 右は東西金地院舊界府より封疆并に諸堂宇之圖書也
 一延寶傳燈錄 一部廿七冊
 一大學禪師語錄 同三冊
 一南院國師語錄 同二冊
 一頌文雜句 同五冊
 一羅山詩文集 同二十一冊
 一六時苦經 同六百卷
 一同理趣分 同一卷
 一法華經 同二十部
 一金剛經 同二部
 一觀音儀 同
 一仁王經 一部二卷
 一梵編經古跡記 同三冊
 一註釋摩經 同五冊

一圓覺經疏 一冊
 一法華經註 一冊
 一佛祖三經 一冊
 一十丈清規 一冊
 一臨濟錄 一冊
 一文字碑 一冊
 一網鑑袖 一冊
 一應照字典 一冊
 一九條法衣 茶地古金襴織の二種を以て裁縫す
 右は西京金地院開祖大業基和尚受用の法衣にして當院開祖本光國師之傳受す
 應永年間の製 一冊
 一座具 白茶古金襴を以て裁縫す
 一竹筥 骸骨況金影 一冊
 一拂子 金獅毛堆黒柄 一冊
 一如意 唐木 一冊
 一念珠 同十八頂 一冊
 一六香合 唐物堆朱 形鼎 一冊
 一印 文字以心 材麻勇 一冊
 一古硯 紫澤溪 一冊
 右法衣以下十一品は開祖本光國師之遺具にして累世の法孫之傳來す
 一紺紙金泥法華經 表裏袂共金襴二布箱入 八冊
 右は當院十九世僧録司天師和尚の書寫にして毎卷京極鎌倉兩五山諸彦の願贊あり
 一水引戸帳 蒔黃地金襴草葵紋散し 三組
 右は文化年中徳川將軍家より寄附 豐盛殿の三大字 一冊
 一本堂扁額 豐盛殿の三大字 一冊
 一日用具 無之 一通
 一永綬香金 無之 一通
 一境内佛堂 緣由不詳 二坪半
 一摩利支天堂 同 一坪半
 一好摩玉堂 同 一坪半
 一境内庵室 無之 一坪半
 一境外所有地 無之 一坪半
 一檀徒 凡十五丁餘 五十八人
 一管轄廟迄 右之通相違無之候也
 明治十八年六月 右寺住職 宮城宗澤

檀家總代 同 會 田 安 福
同 岡 壽 考
同 吉 田 訓 安

破柳骨抄に。金地院料理と題し。問窓任筆を引て云ふ金地院にて正月三ヶ日大阪御陣中に用ひさせられし料理とて。今も是を設く。昔をしのみ大小名等所望し。是を食ふも多しとを。

元日朝は白粥。握り堅めたる燻味噌を添。夕は首取餅。(三寸ばかりの丸餅扁平く薄く二ツかさねたり) 椀に皮のま、洗ひたる芋の湯煮したるを盛る。蓋へ薺を出す。大根の輪切二ツ附。(今は朝つけ大根を用ふ) 膳へ裏白を敷。馬の足とて湯煮して盛る。

二日三日小齋と號して。膳部なり。
一小おんぬき飯 一汁(干菜に黒豆) 一菜にくき(干菜を煮ては茶漬を酒醤油にて煮たるなり) 一引物太き大根輪切二ツ(今は既漬を用ふるなり) 夕は兩日とも白粥に燻味噌。

靈感殿

元祿七甲戌年、徳川五代將軍綱公吉が勸請する所、將軍家累世御誕生日の祈禱堂たりしなり、本尊如意輪觀音菩薩の坐像は、陳和卿の作なりと云ひ傳ふ。

武州豊島郡勝林山金地院觀音來由記

如意輪觀音菩薩像者、相州鎌倉瑞鹿山圓覺寺塔頭白雲菴所秘在之靈像也。予屢沐大君殿下源綱言公之仁恩、這回 台旆入山、因茲謝幕落成、本房新營、庫堂及廊廡盡修足、法門榮幸莫過焉、于慈思此方數

体、在音聞願得大悲像、安于新殿、伏祈 殿下安泰、以報鴻恩萬乙、於是圓覺一衆聞之、與守塔僧等議、得々資來之云、此靈像者、不知幾百年來在此菴、又不詳昔年安何故之堂舍、古老相傳云、大宋陳和卿作也、山下縛一茅、僅支風雨耳、常恐乏香灯、今安之新殿、則我徒欣幸也、予使拜瞻之、端麗入神、感喜滿懷、於乎今日何日乎、新殿立柱、上棟日也、不期而至者、衆皆爲希有之想、所謂隨緣赴感、靡不厲者、豈不感嘆踊躍也、即命工座光院櫻修添承飾、而依像構壇、涓日安座供養、且輪光中挂古鏡、徑一尺、此即興州南部盛岡城堀地所得之鏡也、城主信州刺史源行信殊贈之、不求而應者、是亦一奇也、御冀齡開大慈悲眼不捨視衆生、願

大檀越福壽延長、子孫昌盛、諸檀繁榮、院門鐵靜、海內咸安元祿七甲戌年四月廿七庚午水曜新殿立柱上棟日

住持比丘前南禪見僧錄司特賜佛慈普濟禪師剛室崇寬記

天明六年回祿之際島有に歸し、再建す。七間に十一間の堂なり。

浴室

浴室は第十四號地に在り、三緑山志云、慶長年間、伽藍と共に浴室をも造營せしが、延寶回祿の後再び建てたりき、今の浴室は、寛政の末、漸に此所に建てたるものにて、毎月十度開浴を定め、一山學侶方の分のみにて、別社子院のものに受用せしめず、とあり。文化三丙寅年、高輪の火災に類焼し、翌年再建せり、當時の棟札あり。

浴室創建記

當山大梵刹。從古所闢浴室耳。傳謂。東門外津山浴肆素近于山内云。然而唯存於人口。而固無其蹤跡之可證者矣。是以當山行事席以遠。學徒浴山外之浴肆者既久矣。近痛學務廢退。一切禁制之。開浴於各寮。彌年于茲矣。嗚呼奈何。文化之丙寅

教因 天倫

察常 祐海

寬岡

維新後は中絶して開浴の姿なりしを、寶松院先住松壽泰成(小石川傳通院に轉住)發起となり、一山客寮の僧侶に就き有志者を募り、爾來毎月の齋金を以て僅に維持すと云ふ、寶松院住職之が幹事たり、當初は隔月に開浴し來りしも、現今は二日隔き即ちもとの毎月十度の開浴に復しぬる。

生理を結ひ衛門あり、正面は浴室にして額面あり、「浴室」と題す、扉は門を以て平時は固く鎖せり、扉を開くに羅漢の小畫像を置く、構造は普通市中の混堂に類して自から異なる所あり、浴室を預る者高橋某と云ふ、妻子も皆こゝに居住す。記者に語て曰く浴客多くはこれ淨土宗學東京支校の生徒と入浴規則あり

入浴規則

一入浴の際は古賢の水因三昧を發得せしことを想ひ必ず偈文を誦し十念を唱ひ身心清淨ならむことを願ふべし
一浴室は三緑一山の共用にして學生の專用にあらざること留意し入浴中は最も靜肅にし戯談放歌或は雜論喧嘩の所行を堅禁す

一若偶々耆老尊宿の來浴するときは必ず敬禮すべし
一浴槽及び小桶等總て器物の使用に注意し粗暴なるべからず
一湯水を使用するに他の勞力と費用の容易ならざること思念し濫りに流失して自己の徳を損すること勿れ

一浴室中に多人充溢する時は互に斟酌し先入の者先つ出て後入の者をして空く槽外に立たしむべからず
一入浴前後及び往返途上に於て喫烟を堅禁す

裏面に

學頭

了觀 寂念

辨教 棟梁増田宗助藤原知榮

直道 定學 世話人

了問 貞瑞 三井半七

神力演大光普照無際土 二庵

南無阿彌陀佛

消除三垢冥廣濟衆尼難 了問 貞瑞 三井半七

一前各條に違犯する者は校則を以て處分すべし
以上

明治三十年一月 東京支校

注意 一入浴中は勿論浴場進退等總ての時外界妨害に付高聲を堅く禁ず

明治三十年一月 浴室幹事

湯槽に柵欄あり、扁額を掲げて「洗浴身体、當願衆生、身心無垢、内外清淨」凡そ入浴せんとするものは、必ず右の經文を三遍稱へて入浴すべしとなり。聯あり、混堂の柱に掛く、「滿楯丹青隨物換、平生富貴逐春來」とあり、入浴は午後一時より同六時迄の間と定む、

●淨土宗學東京支校

淨土宗學本校は、東京小石川區傳通院境内にあり。其創立は明治二十年にして、東京府及び埼玉、栃木、千葉、神奈川、茨城の五縣なる淨土宗各寺院の共合連結より成り。支校を七ヶ所に設け、専ら僧侶に學術教育を授け、他日全國に於ける淨土宗寺院の、住職を養成するに基きたるものにて、即ち此處に在る者は、其支校の一つなり。敷地坪數は一千七百六十五坪七合五勺あり。是皆岳蓮社の所有なるも、本校にて借受け。地内に二百四十四坪の寄宿舎を建設し、又別に百二十坪なる木造二階建物を築造し、之を教室とせり。

當校の學業程度は、尋常中學と同様にして、授くるどころの學科も亦等し。然れども唯に佛教の大意より宗教全体に通ずる教養等を加ふるのみ。入學者は高等小學卒業生。若くは同等の學力を有するものにて、修業年限を四ヶ年と定む。毎年九月一日に始り、翌年五月卅一日に終る。而して此校の他校と異なる

は、授業料を徴收せざるにあり本校の職員は校長一名、教諭一名、正教員六名、幹事二名なり。現今の校長は眞野順戒と云ふ。(校長は三年間在職の後各縣より改選せらるゝもの也)

因に記す。此校を繼續するに就ては、前途の一府五縣中なる寺院より、學務委員二十名を撰拔し、内一名を學務監督と定め、又委員に於て常務員を再撰し、俱に此校の進歩擴張を謀ると云ふ

●濟民私學中學部

六十坪程の木造洋風建物にして、第五號地二番にあり。本校は、其始め芝區愛宕町にありしを、明治廿八年此地に移せしものにて、相馬政雄氏の設立に係る。此校の目的は、普通有用の智識を啓發し、徳性を涵養し、將來専門の業を脩めて、社會に立つの基礎を造るに在りと云ふ。其修學期限は、尋常科四年高等科一年と定め、授くるどころの學科は、倫理、國語、漢文、第一外國語(英)、第二外國語(獨)、數學、地理、歴史、博物、物理、化學、政法、理財、習字、圖畫、にして、毎日午後五時より、同九時までを授業時間とす。學費は束脩金五拾錢。月謝金五拾錢。校費金五錢にて、毎月五日迄に納むべきこととせり。別に隨意科(金五拾錢)なるものを設け、各自隨意一科を限り教授を需むるもの、便を計れり。

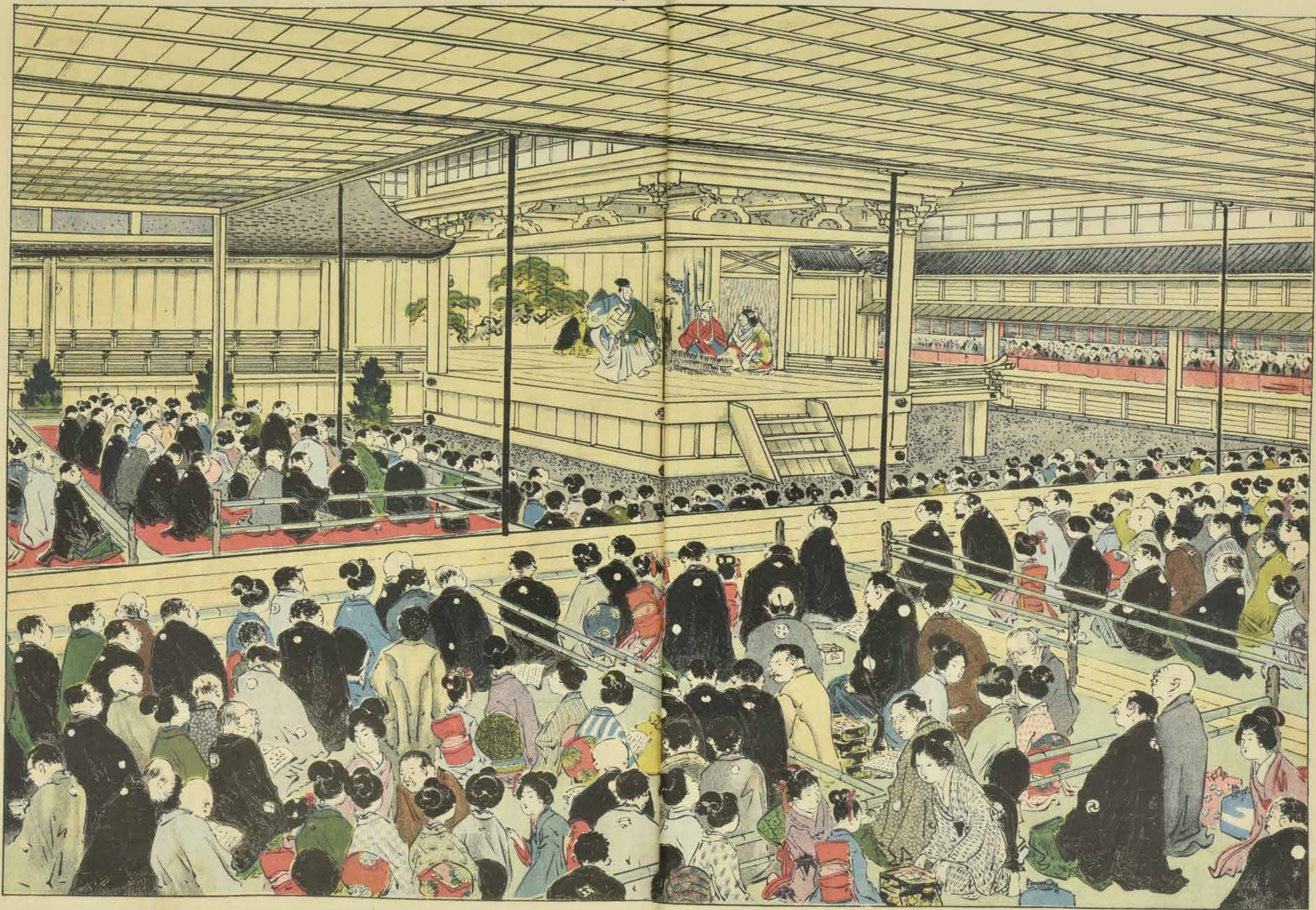
●謠曲研究会

金地院の奥座敷十八疊に十五疊の大廣間を假場と定め、同好のもの集合して嘯謠する所なり。謠曲研究会。又の名を嘯月會と稱す。其會則を左に記さん。

嘯月會假規約

第一條 本會は觀世流謠曲熱心の者相集り。斯道を研究するを以て目的とす







第二條 本會は芝公園第二十一號を以て假會場とす。

第三條 本會は幹事二名を置き。會務を處理せしむ。

第四條 本會は毎週一回乃至二回。能樂師を聘して。謠曲を教授せしむ

第五條 本會は初學者の爲に。毎週三回乃至四回。謠曲研究會を開くものとす

第六條 本會へ加入せんとする者は。其旨幹事に申出て承諾を請ふべし

第七條 本會を退會せんとする時は。其旨幹事に届出づべし。右之通相定申候也

本會は明治三十年四月を以て。始めて此處に設立したりといふ。

●東京高等音楽隊

寶珠院内にあり。理事を石内七五三人と云ふ。數名の樂手より組織され。洋風音楽を以て。専ら府下に於ける宴席開業式等の招聘に應ずる樂隊なり。其奏するところの樂器は。バス、バリトン、アルトフホン、コルネット、クライネット、大太鼓、小太鼓、シンブル等にして。樂手拾二名を一組とし。此料金を金二拾五圓と定むと云ふ。尤も八名位にても招聘に應ずる筈なり。

●丸山の古墳

大學教授坪井正五郎氏が丸山を以て古墳墓となせし事は前卷に既に記せしが。今同氏か同墳墓の保存に關し。東京市參事會へ提出したる調査書は左の如し

○芝公園地内に一大古墳と四小古墳と存在せり。

○大古墳の位置 芝公園東照宮の後方丸山と呼ぶ小丘上に稻荷神社あり。其後方一層高き所に伊能忠敬先生の紀念標立てり。余が大古墳ありと云ふは。此紀念標の建設されたる高處を指す。其位置は即ち丸山の上にして。五重の塔と徳川二代將軍靈屋と

の正東に當れり。

○四小古墳の位置 四小古墳。一は五重塔の西靈屋の南にあり。他の二は共に靈屋柵外の西方にありて。第四の者は増上寺本堂後。黒本尊堂の側西方觀世音丘上に在り。

○古墳の徴證 大塚の方は瓢形にして。長五六十間あり。南半小くして低く。北半大にして高し。其形狀實に諸地方に存在する瓢形古墳と同様なり。全部人爲の盛土にして。天然の隆起にあらず。全くは塚の麓にて埴輪圓筒の破片を得たり。此圓筒は上古墳墓の周圍に廻したる垣の柱なり。此土偶は殉死の遺制たる埴輪土偶にして。其發見の場所は五重の塔の西なる小塚の上部には。南方は幅二尺五寸厚一尺長四尺餘の石二個露見し。埴輪の下方傾斜面には。徑二三寸の小石夥多散せり。是れ石柳の一部風雨の爲めに露出したるものならん。上部にある二個の石は。共に海濱より運搬せしものと見え。全体の貝の穿ちたる小穴夥しく。其小穴には今尙貝殻を存するあり。古墳石柳築造の地に。斯かる石材を用ゆる事あるべしとは思ひ寄らざるなり。

○古墳の年代 大小五個の古墳は。時代に於て大差異なきと。埴輪圓筒の製作同一なるに由て推知すべし。築造の前後に關しては。容易に判断を下し難しと雖も。瓢形の者群立主位に立ち。他は是に附屬するが如き觀あれば。先づ瓢形古墳の時代を考定せん。山陵の製を案するに。瓢形なるもの。第九代開化天皇の時より行はれ。第三十一代敏達天皇の時に絶へ。第四十四代元明天皇以後再び行はれたり。丸山に存する瓢形の塚は。前期に屬す可きや。後期に屬すべきや。余埴輪土偶及圓筒の發見に依りて。其前期の者たるを知る。尙ほ埴輪土偶に就て思考すれば。該土偶の起りしは。垂仁天皇三十二年にして。今を距ると千八百九十年なり。此制の終りたるは何時なるか。詳かに知

るあたはずと雖も。紀元九百年代の頃ならん。由は是觀之。詠形大古墳は紀元六百六十二年よりも古きものなる可し。九百年代と云ふ事に誤有りとするも。紀元千二百年代即ち敏達天皇の時よりも古き事疑なし。四ヶの小古墳も其頃の者ならん。

山伏塚

三島谷四辻北西の角舊南役寮跡に山伏塚の跡といへるあり。縁山志に云。天文十年のころ。常陸國岡見中務大輔が弟岡見大膳修験の姿にて。太田三葉をかたらはながために。當國に來りける時。遠山左衛門尉か家の子齋藤大三郎飯倉源大夫と大に喧嘩しつゝに此所にうたれしを里人うづめ。山伏塚と呼しとす。夫よりしばくたよりなどあり。寛政の末。寮常上人こゝに住れる時。しるしに植ありし楓の塚をほり。雲時院におくり。回向あられし。是より塚はなし。其跡はのこれり。

四菩薩の像

傳信院殿御廟の後の山を地藏山と云ふ。山の後に文珠普賢地藏虚空藏大士立の四菩薩の像あり。古作なり昔しは上に雨覆ありしが今はなし。縁山志に云。或云。足利成氏朝臣堂を建立ありしども。又時頼入道建させられしども。又正嘉二年。土民あつまりて異言僧に作らしめしともいへり。今もなを靈驗いぢるしとて。參拜の者花をささぐ。もし立よりて障り。又は罵詈雑言すればたゞりありと云傳へり。又一とせ像を西向に改め。便宜よからんとせしかば。そのづから一夜のほどに東にむき改れりといへど。今は土深く林茂りて閑寂の地なれば。いづれの時といひ傳ふる書もあらず。唯中興國師の時より前に勸請ありて。前の觀音と共に年久しき古石像なる事はあきらけし。是又古作たる事なり。或僧云觀音像は西に向此四像は東に向かへり是も。陸奥海道の時道の左右にありし事明かりなり。此地いづれも高き間なり。是又據をらしむ。

は寺境の橋なり。

接蓮橋は又美譽蓮池にかゝれる石橋なり。池中の蓮花紅白の色を交接し。清香冷風に飛散せるは。不忍の池の小景たり。靈玄上人辨天社を島中につくられし時名つけらる。小豆橋は八軒寺町の北にかゝれり。近き比まで夜ふけ人静れば小童出て小豆をあらへる音して哭けるとなむ。一説に寛文中。或上人北谷に持察せられしころ小童あり。ある時小豆をかきかへきをいひつたへられしに。折しも外のわざにまぎれ。打すて置けるに。たそがれにいたり。小豆の粥いかにいはいはれるに驚き。俄に此川にいたり洗ける折しも。寒夜の事にて。水氷りてはかくしく洗ひもやらで。なき沈けるを。隣寮の下男此所にいたり。小童をあざむきたぶらかしけるに。時うつり寮へもかへりやらで。終に心くるしく思ひ。かかねて水に身を投じ死せり。それとはしらで。寮主粥をこはれけるに。童のよそへ行しに心づき。夜の半ころまで遠近の寮をさがせられしものち。此川にて死骸をあげ驚き。いとねんころに申はれしに。其のち雨夜はかならず此所に小豆をあらへる音せりとて。川をも浅く埋させられしかど。折にふれちかきころまでも出けりとなむ。向海橋は大門橋と大内の前にかゝれり。此下の水櫻川の流なり。氷流れて春や立らんとよめれど。今はなかなば濁穢の波流れり。いにしへ正東の前に町家もなく。瀟松のみ木より朝日うつりて海に向へり。慶長の末に名つけしとなむ。されど世もうつりて名をしるせる文もなく。言傳ふる人もなしと。ある老僧歎きのべられき。

共榮小學校

共榮小學校は、第十三號地九番(敷地二百二十坪四合四勺)にあり、西北は東京郵便電信學校に隣し、東は櫻川に接す。

松原

増上寺山門の前通りに鬱蒼たる松原あり。寛永元年に植付し者なりと云ふ。三縁山志に云。寛永辰年。南譽上人代台命によりて。三門の左右に松を植付らる。又青山家の諸士植付り百餘本植かへさせらる。本松原といふもいへり。後元祿中又

境内七橋

元方丈表門即ち護軍水。前の松原は今を距る五十年計前にて觀摩僧正の代に植付られしものなりと云ふ。公園境内の池沿川渠に架する橋梁は。既に前の地理部に擧げ置きしが。今三縁山志に據りて其由緒あるものを左に記す。極樂橋は三門の南前にあり。安國殿台徳院殿へ參拜の公卿諸侯下乗の所なり。此橋名は寛永三寅年より名つけしとなり。又鳥丸光廣脚御廟前にて長歌よませさしげられ。此橋のほとにて遙拜ありて。法に今ひらくる花の臺より。世は春をこそ見そなはずらめとの詠により。此橋より内は淨土なりとの標示より名つけしともつたへり。縁影橋は同じき松原の前前にありて。袋谷の方に渡せる石橋なり。此橋より西を仰き見れば。御廟後の山。翠杉老樟しけり交へて潭水を浸し。壁薔花柱の林間にそびゆるも。かすかにつゞきて絶勝の佳水なれば。堅卓忍海もめで名つけしとなむ。去塵橋は黒本尊前の蓮池にかゝれり。御當山清淨の地たるはもとよりいづれにも隔なし。されど此橋より内へはわけて非淨の人をいれしめず。常恒御祈願の清地なれば。昇堂の供僧も垢衣を着せず。正制一きは改め。奥の院とてころうべきなど佳華漫筆にもせければ。いつとなくいひならはせるにや。翠柳橋は御成門の内一丁餘の正南にあり是柳の井より流出せる水にて。川を翠柳川と名く。されば橋名にもどれり。寛永まで

明治三年三月、前校長水野諦玄氏、時勢に感ずる所ありて、内田勘左衛門、奥山省二等の諸氏且つ舊十五番組町々の有志者、中年寄、町年寄の諸氏、増上寺の山主、役僧、各寮主、坊中の諸有志と謀り、協議の上、無月謝無束修にて、讀書、算術、習字の三科目を教授し、傍ら毎月一六の日を以て倫理の道を講ず。同年三月、増上寺境内廣度院内に於て教授を創め、幼學所と號す、數月を経ずして入學する者三百餘名に及べりとす。

明治四年十月、廣度院破損につき南中谷水野諦玄寮へ引移し、同六年八月、海軍省屬舎の建築の都合に因り同省の需に應じて現今の地即ち南中谷元眞觀寮の跡(其當時海軍省屬舎)へ交換移轉す。明治七年九月に至り東京府廳の内諭に基き、文部省の開學許可並に東京府廳の許可を得て小學規則を履行し、共榮小學校と改稱せり。同校は從來貧民子弟を多く教授するの目的にて開設せしが、明治四年七月、文部省を置かれ、翌年學制を頒布せられたるに因り、各府縣競ふて小學校を設置するに至り、芝區に於ても輪繪學校を始め、數校を設置するに至るを以て自然生徒も減少し、各有志者も漸く離散せるを以て、已むを得ず相當の授業料を徴收し、校舎の維持を企てにき。明治十一年十月、校長水野諦玄氏卒す、伊藤諦丈氏業を繼ぎて校長となり、専ら子弟教育の道を勵む、爾來倍々隆盛にして。明治廿六年十二月に至り、芝區代用小學校となれり現在の生徒數、二百八十名にて、教員は伊藤諦丈、鹽谷彦太郎、村田猪三郎、立石清松、内藤政吉、松島徳子、伊藤花子の七氏なり、尙本校に就きて聞得たる所を記すれば左の如し、敷地及建坪 本校の敷地は二百廿坪四合四勺なり、教場專用建物總瓦葺にして、其坪數九十五坪五合、附屬建物二棟にして二十三坪餘、其外土藏一棟あり。

生徒に給せし諸物品 明治三年三月より同五年まで、筆墨紙等に乏しき者には、慈善家より寄贈せられし物品を以て之に與へ、學業を奨勵せり、

慈善家の寄贈 明治三年二月より同五年まで、東京府吏大木鮫島青山の諸氏より、讀本料紙筆墨算盤等若干数を寄附せられ、又増上寺山主坊中學寮主及び各町々の有志者より、教授用の諸物品を寄附せられし者多々有之たり、

本校の資金七百圓 明治八年十月、故吉井伯より芝區三田同朋町十九番地建家間口三十五間興行五間の長家一棟を當校へ寄附されたり、然るに火災を畏れ、賣却して金祿公債證書となし、其利子を以て本校の經費に充つ、

本校の世話掛 明治四年四月、辻庄兵衛、市川茂平の兩氏發起となり、幼學所の維持を目的として、毎町有志者に謀り金壹朱つゝを義捐せしめたり、其後此舉立消となりしを以て、同十年八月に至り、伊藤諦丈氏教員として校主水野諦玄に謀り、本校の世話掛を托せし人々にして、現今まで繼續せしは、津久井市兵衛、奥山省三、田中新兵衛、辻庄兵衛、内田靖三郎、田島安太郎、川崎善四郎等の諸氏に過ぎざりき、

職員俸給 明治三年三月より同七年九月までは、増上寺僧侶及び町用掛の篤志に係るを以て其俸給とはなかりき、同十一年十二月に至りては教員三名へ月俸十七圓を給し、同三十年八月に至りては、職員六名に月俸金六十三圓を割賦するに至れり、

生徒數及授業料 明治九年九月始て授業料を徴せしときは生徒數百十五人、其授業料金十七圓餘なりしが、本年七月、現在生徒數二百八十名其授業料金八十餘圓となれり、

本校の同窓會 明治廿三年八月十八日、本校卒業生黒川越太郎

田島市太郎、奥山鑿爾郎、辻庄之助等の諸氏發起となりて、同會を起され、且つ附屬に會誌をも發行せられしことありしが、一時休會となりしを、本年四月、辻直次郎、明珍延次郎の兩氏主唱者となり同會を再興せられしと云ふ、

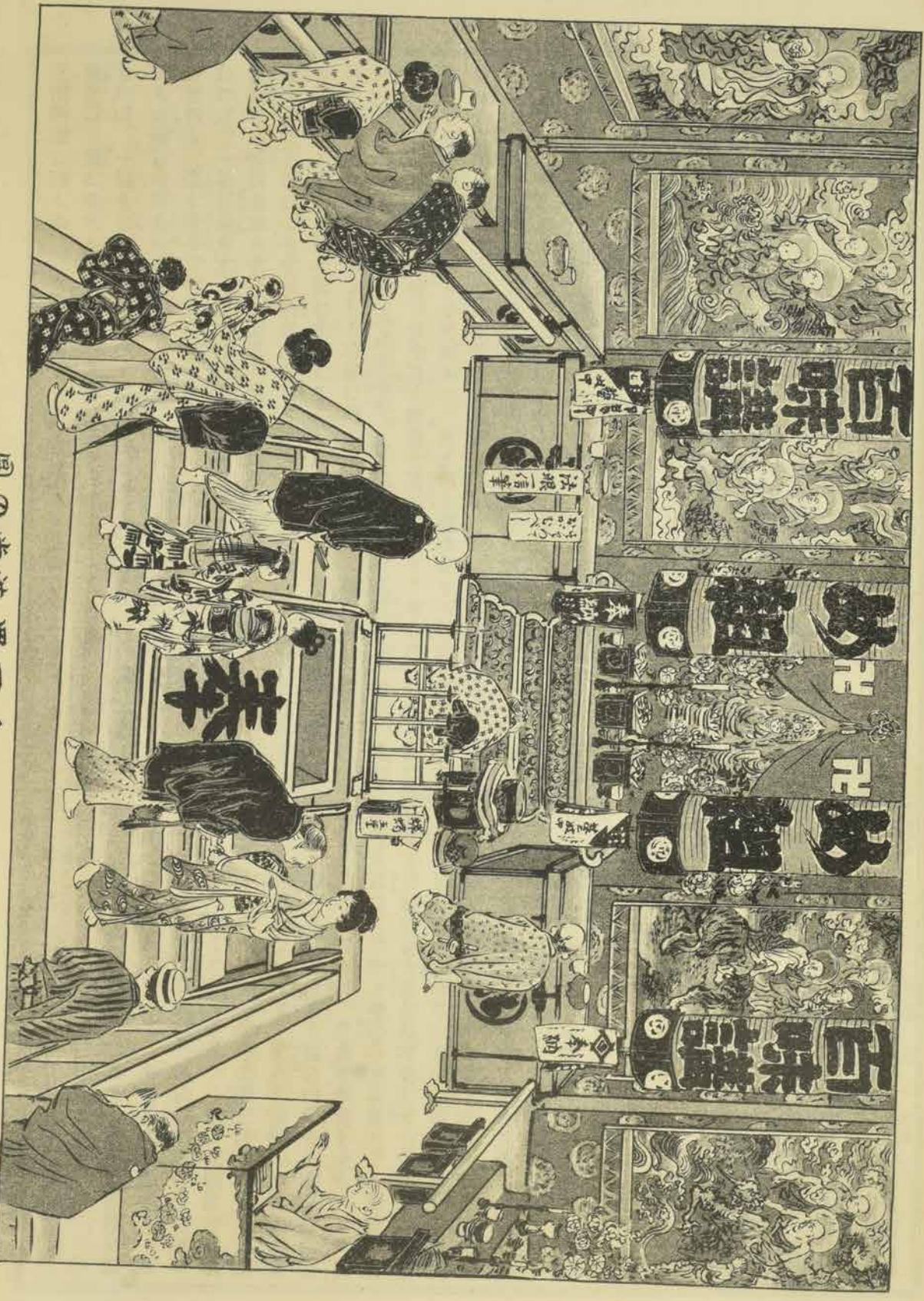
本校より寄附の大額 明治六年増上寺大殿に於て黒本尊の開帳ありしとき本校の世話人一同義捐して増上教寺といへる大額と、金圓若干を増上寺へ奉納せり、現今本堂正面に掲げある一品有柄川熾仁親王殿下の書せられし額これなり、

●羅漢堂

羅漢堂は増上寺山門内右の方に在り。明治十一年八月逸見妙安尼の建立する所に係る。本堂の正面佛壇には、釋迦如來及び文殊普賢の像を安置し、其前に狩野法眼一信の像を安置す。一信の像は、同人歿後、佛師不動の金兵衛が刻する所とす。堂内に列べ掛けたる羅漢の大幅あり。是なん一信の筆に係りて。今は境内の一名物とはなり居れり。畫幅の傍らに源興院住職亮迪師の記せる縁起を掲ぐ其文左の如し。

新圖一百幅五百羅漢縁起

諸大羅漢其數甚多し。中に就て此五百員は。別して釋迦如來宿世結縁の御弟子なり。鹿野園の始より法華涅槃の終りに至るまで。轉迷の旨開悟の趣を示現し給へるなり。よれば伽藍尊者は。頭陀第一の御徳を以て。七葉巖に於て。多聞第一の阿難尊者及一千人の大阿羅漢を率ゐて。遺教の三藏を結集し給ひ。或は目連は神通第一と稱し。舍利弗は智慧第一と傳ふ。衆聖各六和敬の徳を備へ。三大劫の行を満す。特に佛世尊雙林に臨て。遺法七萬年を期して此を護持し。入滅すへからじと勅令し給ひしを以て。今に在て無數の眷屬と共に人天の界に散在して。其懇請に應じて冥顯に現益を施し玉ふよし。難陀羅漢の法住記に



圖の堂漢羅百五

されたり。書工法眼一信族逸見東京の人なり。幼にして書を好み。信佛の志あり。始め素川の門に入。後諸家に入らず。五百羅漢を寫して世人の善種たらしめんと思ふ事久し。清貧資縁に乏しきを以て素志を舒る事あたはず。緣山源興院了瑩此を聞て喜んで其費用を給す。即ち嘉永七年の春十九筆を起し文久三年九月にして功を畢る。中間十年潔齋肅然寢食を忘ると云ふ。同月廿二日晏然として没す。定で宿願を果せる人なるべし。其妻劇變して妙安と號す。募縁して羅漢堂を建立し供養解るなり。緣起如し是。

明治二十七年八月

緣山 源興院住亮迪印施

さて妙安尼といへるは。俗名をおやすといひ。相摸國大山石尊の御師逸見舍人の女なり。初め舍人故ありて相摸を去り。江戸に出て、銀町に寄寓せる時。嘗て本所に至りて年の頃廿歳餘の青年に遇ひしが。其人の相貌骨格の尋常ならぬを視て。何許の人にて何を業とせらるゝやと問ふに。もと名を豊次郎とて骨董肆の家に生れし者なるが。性來甚く繪畫を嗜めるより。家業は手にも觸れずして。畫にのみ心を委ね。今は狩野章信に從ひて。名をも一信と改めぬるよしを事詳に語りければ。舍人轉た感して深く望を屬し。強て我が女婿とならんことを請ひ。遂に日を擇ひて式を行ひ。やすの婿とはなしてけり。然るに舍人の妻は後妻にて性質善からず。一信等を選すること頗る其道を得ざりしかば。一信居堪らず。終に意を決して家を脱せり。舍人後に之を知りて深く惜み。やすに許して直ちに其跡を追はしむ。やすも亦嫁しては夫に從ふの義を守り。兩親を棄て、一信を追ひしかば。一信も之を棄るに忍びず。遂に共に同朋町に賃居して。畫を以て業となせり。後ち淺草茅町に移り。福井町に移り。又芝濱松町に移りぬ。一信元來信佛の志厚し。故に下總の成田不動

尊。淺草の觀世音には。既に其依頼に應じて各揮毫する所ありしが。濱松町に移るに及ひて。五百羅漢の像を畫きて。福を世の善男善女に施さむと欲せしが。家固より清貧にして素志を遂ぐるに能はず。緣山源興院の法譽上人之を聞き。喜ひて其費を給せしが。上人死するに及ひて。亮迪師其後を嗣ぎ。竟に一信の志を成さしめぬ。一信乃ち嘉永七年の春始めて筆を起せり。時に歳三十九。爾來十三年畫像に丹青を凝らして。殆ど寢食を忘るゝに至りしと云ふ。しかるに天に之れに年を假さず。文久三年九月廿二日病を以て歿しぬ。歳四十九。

羅漢像百幅の中。自筆に係るものは九十六幅にて。餘の四幅は其門人一純及び信友二人の補寫するものなりと。其後畫像は増上寺本堂に掲げて。衆人の觀覽に供したり。明治六年十二月三十一日夜。増上寺本堂の火災に罹りし時。難なく救ひ出して。後暫く妙安尼の許に收め置きしが。我が良人が心を籠めし畫の空く靈の餌とならんは口惜き限りなりとて。遂に屋財家財を賣拂ひ。或は講を立て。或は合力を乞ひなせして。幾多の資本を得つ。明治十一年に及びて。漸々今の一字を建て。此に彼の畫幅を掛け。妙安自ら堂守となりて。風を厭ひ雨を凌ぎつゝ。良人に専ら心もて。専ら畫幅の保存を圖るの傍ら。朝夕の供養を怠らす。詣で来る老若に接しては。懇ろに羅漢の利益を説きつゝ。老後の餘年を送り居たるが。本年六月三十日。八十二歳の高齡を重ねて。眠るが如くに逝けり。一信の法號は。法雲院法眼德譽一信居士。妙安尼の法號は。徳法院雲譽妙安大姉といへり。今は一信の門人一純といふ者。妙安の後を嗣ぎて。羅漢堂の堂守を爲す。傍ら數多の門人を集めて。畫道の教授を爲し居れり。堂内に掲ぐるは六幅にて。毎月一回掛換ふることになり居れば。

一々年餘を經るに非ずは。悉く觀るを得ずと云む。緣山沙門大雲師の羅漢記あり。記し得て尤も詳かなり。因て之れを左に掲ぐ。

新圖五百大阿羅漢記

法眼一信。氏源。族逸見。江戶人也。性好畫。兒戲常握筆爲圖。自欲爲畫匠。父憐其志。擇師就之。時尙少而有志成之風。人奇之。初入狩野素川之門。及其知方隅。周遊諸家。以集大成。爲其志。自少歸佛乘。以爲貌動植庶物。要不過悅人。何如貌佛聖之爲福。且府下未見有五百羅漢全備者。吾必寫之。以福于世。於是備尋古圖。名蓋大利。搜索殆盡焉。而其生平所寫山水動植。亦無不爲此畫也。既而自謂古人寫應真。其相不一。各出其意匠也。蓋聞宋明諸家所畫。不止定坐飛空誦經乘拂。山光樹色。殿宇勝槩。布景千般。則將自出一新圖。嘗得清湖觀湖所刊行。江陰軍乾明院石碑五百羅漢名號者。又聞梵土呼名爲敬。是以名入必有因由。則宜就其德號圖其勝相也。願躬貧無資。苟募緣取諸人。又非其意。不若請三寶冥助焉。觀音不動二尊。其最所崇信。故至於淺草及成田。致誠所求。其他營微善。施小惠。亦悉回顧。蓋其致思有年于此。適吾山源興院主了瑩老師因畫事。面晤一信。談及此事。老師哀其悃志。謂曰。我嘗念欲營一勝事。以擬護法之高一。羅漢爲住世護法之師。則我當爲造主。以成子志。苟爲此畫。置諸吾山。不獨希世之珍。斯勝緣溥及見聞。使共結覺因。豈不誠曠世之大善根哉。信不堪感喜。即盡棄事務。專致精于此。以嘉永七年甲寅春。起筆。無幾。老師西邁。臨終。懇囑付弟亮迪師卒業。師繼遺志。儉衣孟以營焉。信初就山中兩三學士。受指麾。彼學士皆予同法也。乃以語予。予曰。就名圖相。尤

貴賤夫婦。歌舞歡娛。泛舟澡浴。山川美景。通徹見聞。樹葉出衣服器財。自然粳米。珠光炊飯等。勝報之事物。他洲所無也。凡此三洲。無圖繪可法。今但據經論所說。寫其大槩耳。東南西洲。因正法流行之地。北洲雖八難之一。少有佛法。是聖教所說也。百鋪之中。有佛菩薩像舍利貝多及天龍夜叉雜人物等若干。然以羅漢爲主。故號羅漢圖矣。信爲人淳朴溫柔。儉素奉身。無他嗜好。唯講事之勤焉。嘗謂人之處世。其所欲。率不過揚名與家產。以傳子孫也。如信唯講一技。至成名則足矣。人憂無嗣。吾生兒早殤。而無生育之煩。却爲天幸。筆蹟遺世。技術授徒。則何不滿之有。蓋其設心如斯也。至作此畫。絕交遊。不敢出關。忘寒暄。損飲食。樓居遠塵。妻婢不使。宛與長齋者無異。而香油繼晷。忙忙不憚。妻亦貞介。克奉其志。家事無鉅細。皆代夫營爲。以故信得專其業也。已而信懼鬱鬱之疾。淹滯關處。然其志不少挫。迨病革。猶握毫。不置焉。惜哉。其功垂成。而終不起。人無不爲之哀感者矣。予謂孔子嘗有假年之歎。今信作此畫。尙餘四鋪。其豈得無假年之歎乎。然亦已自構畫施摸範。則功均全成哉。起筆于羅漢。亦絕筆于羅漢。自非宿願有在。何能至于此乎。亮迪師繼先師遺志。勉而資之。能成其難。成其功亦偉矣。昔東坡居士瞻薦誠禪院五百聖像。歎曰。士以功名爲貴。然論事易。作事難。作事易。成事難。今此圖之成。觀者亦將爲言。及其裝成。迪師囑予作之記。辭而弗聽。因畧錄其顛末。以塞責云。

文久三年歲次癸亥佛成道日 沙門大雲記

園内の諸碑

佛足石 増上寺本堂の前に在り。前面に左の文字を草体にて記せり。

有。其謂。而未若頭陀行道神通化相之寬焉。予嘗怪宋明以來。名家所畫。其衣衿器物。多寫漢土當時所有。羅漢真容。豈其然哉。適得覽金澤稱名寺所傳唐禪月大師真蹟十六應真。其衣相多畫梵土古儀。蓋當時親見梵僧。且大師嘗夢見羅漢。而畫之。則誠足以取信也。龍眠子恭曷有心于尋梵儀。而明晃等揚諸老亦因循爲圖。予未知其爲何心也。今信欲出新圖。則宜留意于梵儀耳。諸學士以爲然。告之信。信即就予請問其說。予爲說示僧伽乘法蘭若抖擻之故事。又出三衣祇支等。一々指點。又舉其體色披著之方。皆審言之。信乃拜曰。願奉師之教。既而作五百應真百幅。每幅五軀。其首八幅。則信之所前撰。昇堂說法。施衣燒香。執扇吹貝。以至誠勸感衆等。皆就名顯相者也。第九幅以下。則摸出僧事化相等也。其中第九第十者。浴室剝除也。自二十一至三十一者。授戒布薩論議。及剃度弟子降伏外道也。自三十一至四十一者。歸化六道。入寒熱泥塗。惠勝劣鬼神。哀傍生之疑闇。息修羅之戰諍。受國王長者之供。及上天下天。天子迎送等也。自四十一至五十一者。十二頭陀蘭若分衛。以至露地常坐也。五十一以下者。遊戲神通。而飛空定坐。逐鬼伏魔。救厄治病。現火洒水。種種神變。或憐禽獸。受龍供等。難具記述也。七十七及八十者。經營伽藍。衆聖施工。諸鬼給役也。八十一下者。救七難。地震暴風。羅刹惡鬼。刀兵枷鎖。劫盜諸難。難救能救之相也。九十一下者。遊化四洲之相。而前四則南洲人面車形。其他庶物。皆人所知也。今圖阿育王即位之儀。及役鬼神。建塔婆。諸聖空臨擁衛之相也。後六則東西北三洲。東洲則人面半月。有貴賤夫婦。性稍善不殺生。魚鳥非自死者不食。而貿易財帛穀寶也。西洲則人面滿月。貴賤是別。士女婚媾。牛馬珠玉。市易資生也。北洲則人面方形。無好醜。無

佛所遊履。國口口口。靡不蒙化。天下和順。日月清明。風雨以時。災厲不起。國豐民安。兵戈無用。崇德興仁。務修禮讓。裏に福田行誠師の文を刻す。左の如し

三緣山佛足石銘

按西域傳摩訶陀國阿育王精舍中一大石上有佛跡。各長一尺八寸。廣六寸。是如來趣拘尸那城時足所踏處也。烏仗那國東北二百六十里。於山中泉南大石上現其跡。是降伏毒龍處云。龜茲國城北四十里。寺亦有佛跡。齋日放光云。我天平勝寶元年歲次己丑七月。從三位文屋真人智努爲亡夫人從四位下茨田郡王。法名長式敬轉寫塔右京四條坊禪院神跡安諸某師寺。是即遣唐使黃善本實寫大唐普光寺之真者。而其先係唐王玄策得于中天竺轉法輪所者也。東京之地伽蘭數多。各競莊觀。然而未瞻一佛跡之在焉。寶松院菩薩僧泰成嘗發心撰石。恭彫刻佛足者。凡九回。以安置各處。本寺佛跡。即其一也。可謂分群生植佛種。最勝方便矣。觀佛三昧經曰。佛去世後見佛跡者。亦除于劫極重惡業。伏願見聞衆生。永脫有爲。重證無爲。同霽三界。共契一眞。明治十四年歲次辛巳五月。増上寺貫首沙門立舉行誠欽銘。

諸行無常 諸法無我 涅槃寂靜

佛所遊履已下四十四字。伊蒲塞伊佐岑滿書。執金剛神。地天之像。大講義僧吉田蕉巖圖。釋尊種子。權少教正僧松濤泰成書。華臺。權大講義僧雄谷靈俊圖。佛足。大講義僧雄谷靈俊圖。佛足之圖。松下尙悅寫。斡旋。大講義僧萬里小路照道。碑銘。中講義沙彌循誘書。

宮龜年刻

佐瀬得所遺德の碑。佐瀬得所翁は舊會津藩士にして。書法の大名家たりし事は世人の徧く知る所なり。翁の歿するや。子弟慟

哭して其墓地を去らざりしと云ふ。以て翁の徳の厚きを知るべし。後兩三の有志者増上寺の本堂に舊門弟を會して。翁の爲に碑を建てむことを謀りしに。一同の賛賛を得しかば。委員五名。補助二名を撰舉して之れに任ずる事になれり。委員には市瀬純次。伊藤締丈。吉田愚溪。高野丈吉。内藤藤月の五氏。補助員には玉川堂和助。同利喜造の二氏當選したり。さて。此建碑の場所は。公園地本堂裏手黒本尊前なる放生池の側にて。翁が昔て長崎に遊ひし時。清國人より得て平生特に愛せられたる大筆を其下に埋めたり。此建碑に附きて。前田利嗣。寺島誠一郎。中鉢美明。浦口善義氏等を首め二百有餘名金圓を義捐して其費を補襄せられたりと。其碑文は重野成齋氏の撰にして。左の如し。

佐瀬得所遺德碑銘

遺德之碑。爲佐瀬得所翁建也。翁書師耳。何曰遺德。翁有師道焉。既歿而人不能諉故也。翁會津人。幼嗜書。嘗赴長崎。與清客錢少虎江元暉等論筆法。後遂航清國。遍訪名家。實正研鑽。二年而還。寓東京。名振。弟子益進。其所書條齋廉節四字。曾經 御覽。賜指金梅花筆一畫。金龍墨兩笏。蓋異數也。翁於是命其居曰梅龍書屋。張宴於河東一樓。大會賓客。拜觀 御賜。席上作鸞龍三字。方一丈有餘。腕力勁健。灑墨淋漓。觀者驚歎。翁於書無所不學。而尤喜歐陽率更遺松雪。迨其游大游。遂大有所悟。能成一家。爲人樂易具率。未嘗毀譽人。可否時事。常以揮灑自娛。忘榮枯得喪。故其書亦沖澹幽雅。無怒張之氣。脩飾之態。官左院。無幾罷去。專以教授爲業。及門殆二千人。繚索摺帖。滿室堆案。翁起臥其間。日夜不停筆。持摸本來者。口講指畫。眼暈腕痺。猶不肯休。蓋篤嗜所存。不自知其爲勞。然終以此獲疾。至不起。明治十一年

一月二日也。年五十七。翁既不諳技能。誨人諄諄。俯就泛應。終始弗渝。以故門人親愛之如父母。及歿。謀建碑於三緣山麓。以予與翁有舊。來乞碑文。師道之廢也。爲師者。不知所以教弟子。爲弟子者。不知所以學。既學矣。又不知所以報。朝則師弟。夕爲路人。背憎陰詆。往往操戈入室。嗚呼甚矣。風俗之趨汚下。凡百學藝。莫不皆然。惟翁至性所感。門人小子。沒世不忘。幾乎有廬家服喪之思。語云。誨人不倦。翁近之。詩云。無德不報。門人有焉。然則翁之與門人。道也進乎技矣。

明治十一年戊寅四月

一等編修官從五位重野安綱撰文

善用我法。能爲人師。道進乎技。豈惟工書。惜余來之遲。不及見之。噫嘻。

大清光緒四年戊寅夏五月穀旦

欽差出使大臣何如璋撰銘 出使隨員沈文燾篆額

廖錫恩書 廣羣鶴稿

弔魂之碑。增上寺山門内右の方にあり。明治十年西南の役に赴ける看護卒の死者の爲に設けし者なり。其文左の如し。

病者之得痊。傷者之得治。一由于醫。二由于看病人。蓋藥劑雖中其病。而無有体恤愛護者。則平復難期也。看病人之責重矣哉。明治十年。征薩之役。陸軍省發遣看病人看病卒于戰地。死者二十人。專平。其生還者。立碑於芝山内。以弔其魂。陸軍軍醫監林紀君管理其事。屬余作銘。銘曰。

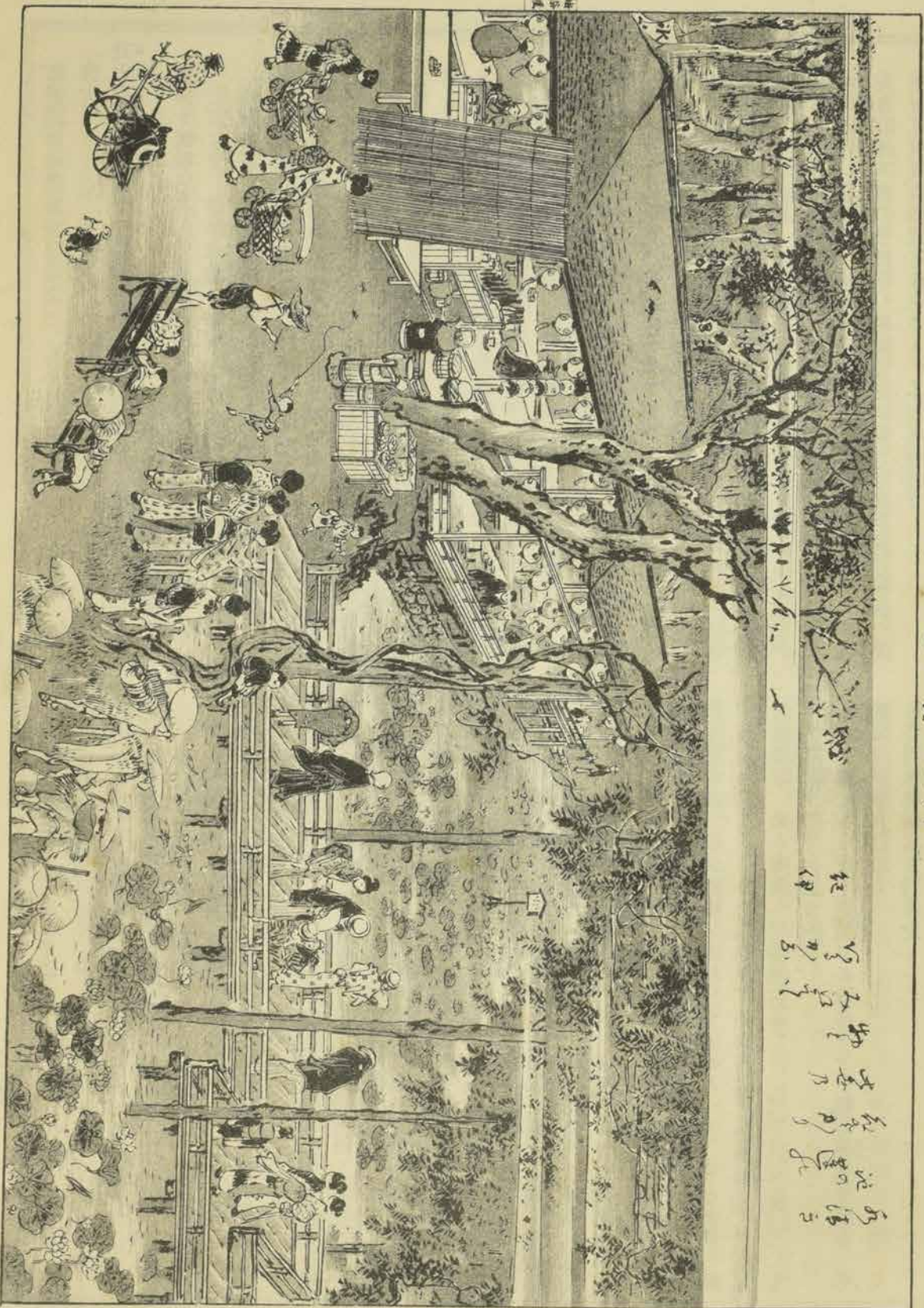
看護他人 以殞其身 比諸戰死 忠烈惟均

明治十一年八月二十日 中村正直撰 成瀬温書

從五位山岡鐵太郎題額

武田竹塘紀功碑 竹塘紀功の碑は東照宮の前にあり。題額は陸軍大將兼左大臣議定官二品大勳位臧仁親王の書し給ひし所。

圖の世道而衰社大辨



此の世道を衰へしは社大の辨

文は石川良信の撰する所なり。其文左の如し。

近世以兵學建功於國家。傳業於後進者。以先生爲巨擘焉。先生諱成章。武田氏。通稱斐三郎。舊大洲藩士。幼喪父。奉母至孝。弱冠遊大阪及江戸。修和蘭學。後又攻英佛二學。天才絕倫。加以勉強。遂究三兵之蘊奧。安政丙辰秋。幕府徵先生。任以函館五稜廓砲臺及熔鑄鑪之建築。五歲而功竣。就中五稜廓規模極大。壘壁營舍。結構布置。悉法和蘭。鞏固無比。幕府賞其功。擢爲旗士。文久辛酉夏。爲龜田丸船長。航黑龍江。蓋不藉西洋人之力。而航海外者。前此未有也。元治甲子夏。歸江戸。歷任開成所教授。步兵指揮長。大砲指揮長。砲兵頭。叙布衣。鑄大小砲於關口街。築反射爐於王子村。明治戊辰夏。應松代侯之請。以佛國兵法教其藩士。當此時。王政復古。登庸人才。辛未春。先生補兵部省出仕。後累官任砲兵大佐。士官學校學科提理。叙從五位。米國前大統領克蘭氏嘗過學校。觀生徒之學術操練。嘆稱不措。贈書云。不讓宇內著名之兵燮之盛。至此先生與有力焉。然猶以爲未盡。將有所建議。而未果。偶罹病歿矣。享年五十有四。實明治庚辰一月廿八日也。官賜儀仗兵。送其葬于淺草海禪寺。又賜祭資料。今茲辛巳。門人故舊相議欲建碑以表先生功德。徵文於予。予與先生有素。故不得辭也。乃授其行實之概畧。係之以銘。曰。

奉親孝順 報國忠誠 才高遠識 學通八紘 五稜之廓 士官之燮 偉哉功業 永留分名

明治十四年三月 從五位石川良信撰 正五位日下東作書

佐文山の墓 第十一號地淨運院墓地にあり。其前面に左の如く記す。
進藤斐齋刻
流芳院發譽墨化文山居士

示現院植譽墨本文深居士

智現院鏡譽真圓信女

裏に墓誌あり。文字漫滅せる所ありて。讀み難きを覺ふ。今如く其儘に寫して左に掲ぐ。
先生姓源。佐々木氏。諱淵龍。字文山。以字行于世。之弟也。性穎敏爽邁。弗與物屈。幼而善書。長而好。無不通蓋義獻之誨。以見秘蘊。即與兄玄龍齊名。夫奈小楷艸。師古無忤。遊其門者最多。加旃群侯伯亦隨之學矣。先生以萬治二年亥三月廿二日辰時生田。蚤歲仕于高松侯。稟祿修業。嘗居江府私舍矣。男子青唯一存。而養長野氏之男爲己子。曰嘉武。因其女妻之。寶永六年丑秋。先生告老致仕。男嘉武。繼祿而仕耳。先生雖未至於大耋。欲勿擊缶之嗟。夙得養老之志學。享保十四年酉十月三日。嘉武歿。於是乎先生有晚生男。以是立嗣。曰嘉隆。字文生。能受於先生之教。熟習書法。續營業以盛于斯焉。先生老益健。而應人所求。揮毫不措也。享保廿年卯五月七日。午時病卒于芝圯之郷。享年七十七歲。乃墳於三線山下淨運院之區域矣。於歲哀哉。先生之與世相際。才名無疆者。先生德也。敬治爲玄龍外孫。文學爲業。是以文正請誌其事。敬治弗勝哀感之至。苟記其行實焉爾。銘曰。

維此哲人 毓德既高 墨池哲群 翰場發豪 覃思鷓經 繼美鳳毛 於感奇才 絕世之曹 表族井上敬治義氏拜誌

孤嗣佐々木嘉隆文正謹建

流 享保二十年乙卯五月七日

示 天明元年癸丑九月八日

智 文政五年壬午正月十五日

佐亥龍の墓。淨雲院内左文山の墓の傍に在り前面に

享保八癸卯年

領春院興譽琉雲玄龍居士

靈位

二月廿五日

裏に文あり左の如し。

佐々木氏玄龍。字煥甫。號池菴。俗名萬次郎。慶長三年庚寅八月二十七日生矣。自幼肆翰墨之業。書體之字。天和二年壬亥八月。嘗謁韓客。唱酬若干篇。正德元年辛卯七月朔日。賜奉秩。而列于幕下之士。朔望登營。唇班于拜謁之席。同年十月。韓使來聘。蒙鈞命而謁韓客唱酬。且書韓國報答之台備焉。享保四年乙亥九月。奉教而謁韓客唱酬。同五年庚子五月。告病乞骸骨。同六年辛丑六月廿五日。辱稟官命而致仕。同八年癸卯二月廿二日。以病卒。年七十有四歲。葬于武州三緣山下淨運院境内先塋之側。

孤孫井上敬治泣血稽顙拜誌

謹建孤子佐々木嘉豐泣血稽顙拜書

曉山上人墓碣。清光寺にあり。文は太宰純の撰する所なり。上人者。下毛宇都宮人也。姓高木氏。郷故家也。上人在家。十四年。出家歸釋氏。自投於同郷慈光寺。剃髮爲僧。從雲頂和尚受佛戒。法諱亮徹。字雲洞。別號曉山。初適結城弘經寺。就衆位。中在新田大光院東都傳通院。皆數歲。後掛錫於増上寺。元文中。本師頂和尚受命住持磐樂淨國寺。上人從行。居三歲。獲疾而就醫於東都。寓於増上寺僧舍。遂終焉。時寛保二年壬戌二月二十五日也。年五十。僧臘三十七。於増上寺學席。位在第一班。上人少好學。銳志精進。於佛道無所不明。穎敏超群。器識宏遠。自老師耆德莫不推其傑出。上人蚤聞古文辭之說於太宰純。而用心修辭。

貞林院松譽實阿榮壽大姉之墓

婦人諱完。石井往親之女。母野田氏。享保二十乙卯八月二日生於東都芝金杉。年十八。來仕我。先君大超侯爲側室。天資柔順聽從。事侯夙夜謹。當大隆侯之世。雖尊爲母儀。益恭儉。不好美飾。未嘗見驕恣之色。每見諸大夫。必避齒。又性慈且恕。侍婢皆懷之。其步庭園。不踐生草。不履生蟲。嘗信浮屠。及其稱未亡人。日夜唱佛名誦經。凡二十餘年。未嘗一日變易。又好和歌。享和三年癸亥閏正月五日。病卒于江都八町溝之邸。年六十九。婦人得幸。生大隆侯及一公子二女。公子孺。一女適赤穂先侯。先卒。一女適故新發田世子。今寡居。越華婦人于芝増上寺境内隆崇院。蓋以其遺言也。銘曰。

惻但不想 貞信不昧 不謂德乎 啓蓋不殺 方長不折 不謂仁乎 母儀一藩 不生驕易 銘而鑿石 永世斯遺

享和三癸亥二月

山陽堂の碑 蓮池辨天社の前にあり。後の三碑も亦然り。疎雨四絃調。古池半月船。放鱗華表下。結水石橋邊。黃鳥囀宮後。黃梅薰寶前。信心通夜盡。正拜辨才天。

芝將監橋

山陽堂

萬嶽の碑

古池や蛙とびこむ水の音 祖翁の高吟也
あれほどの雲を起すや雨蛙 古網菴 萬嶽

八十五歳

裏に

此句師固辭すとへども強に直筆を乞ふて不朽の石面に彫刻し侍る而已 文化十年初夏 萬嶽社中

其於詩目風雅。以至唐詩。無不爲業成。而以其所作詩若文。就示服子遷。子遷亦稱頌不容口。後又好國字文辭。而有所撰著。識者稱善。増上三千之衆。莫敢抗之者。然而上人爲性謙虛。不以才智自高。不以臘次自居。其事本師也。如孝子事親。人亦以是稱之。越月日葬于増上寺清光院。頂和尚使其徒於純請銘墓碣。於是銘之。銘曰。

遁跡檉林。歸心玄津。覺悟四諦。排遺六冠。恢々德宇。養素葆真。尊事師長。與衆門己。學通内外。廣覽博聞。定意餘力。遊戲斯文。屬辭擒藻。才識冠倫。天不假年。命止中身。惟謀不朽。責在後人。後人有懷。展此丘墳。松平武元の碑。山下谷の隆崇院に在り。三緣山志に云。右將監越智武元朝臣は深く浄家に歸依し。圓海上人單管上人などを是常に召され。連月百萬遍を修し給ふ事三度つ。殊に諸知識に法を問給へる時は。座を下にして敬せられ。先君の諱日には齋會をもふけ給ひ。自ら配膳などありしと也。故に當院主智海をも常にめされ。眞宗の玄要を控穿なし給へりしかば。別に塔をたて貫主戒號を改めらる。又貞林院は當院に葬ありと。さて武元の碑は左の如し。

大超院執政從四位下行侍從勇山君之碑

此先者執政館林侯從四位侍從松平君墓所也。先君諱武元。字好生。故館林侯源朝臣武雅嗣子。實水戸別封長沼府君之第二子也。正德癸巳十二月廿八日生。安永癸亥七月廿五日卒。葬于谷中善性寺。先君嘗與芝増上寺別院隆崇院智海善。且慮陵谷之變。遂至九月。以齒髮瘳其院内地。乃勒其事於石而立之。孝子館林朝故大夫主計頭源武寬又貞林院の碑は左の如し

彌生庵離丸の碑

久かたの雲むに鶴をかすませてあきつ洲にたつ春の長閑さ 梅枝軒來鶯の碑

この妙音天女の池に往古より蓮花ありしか。氣候順ならさりしゆへ。蓮威く堪へ。白蓮池の名を失へるものから。録所に願ふて植る事を免されしかは。橋をへたて。紅白二種の蓮を歡喜して。奉納し侍り。神威と共に久しく榮へむことを。樂浪や白蓮の香の千年萬歳也 梅枝軒來鶯拜述 大乗妙典一字一石塔 第二十一號地辨才天社の側にあり。其文左の如し。

夫大乗妙典者。統釋尊降靈之本致也。出世之本懷。莫如此經也。非知見廣大深遠。無由令衆生開示悟入矣。蘊結大厦。流轉震旦。施及我神明之國。弘通盛者。由來尙矣。而適化所及。非乘時緣。何能彌綸卒土之濱。豈如此。不可歸向之矣。予嘉永元戊申秋。資始一字一石。書寫大乗妙典。而安政四丁巳春。漸其功畢也。因茲興儀。而金毘羅社左脇開大穴疊石奉納綾石。以石爲蓋。掩土埋却焉。然未得於表顯塔石。常離掛在胸間。不果。因循經歲月矣。爰今茲有權越管領家畠山從五位下前侍從兼民部大輔源朝臣基德侯。別稱曰義堂。端人也。亦能歸之。尊發深志。喜捨淨財。以造立一字一石之塔。業已成就。誠信其至矣哉。嗚呼信施巨益。普利一切所得。功德可謂大矣。侯殊不自他益也。貽法後。繩々子孫。武運長久。家門昌盛。加之追薦先代冥福。及營二人親福社矣。予乃嘆曰。夫婦敬志願盡之矣。所冀遠邇之久。各或見或聞。曰。登不退之地。一瞻一禮。俱成覺。

伏專所祈

帝道遐昌

風調雨順

佛日增輝

國泰民安

時文久三癸亥季秋吉日

管領家畠山從五位下前侍從兼民部大輔源朝臣基德造建焉

前南禪見金地院僧錄司元孜惟叢謹誌焉

海陸軍士戰死之墓 第二十五號地安蓮社境内にあり。慶應年間

幕府の海陸軍士戰死者の爲に建る所なり。表面の「海陸軍士

戰死の墓」の八字は陸軍奉行並丹後守竹中源重固の書する所。

裏面の文は勝安芳伯の撰する所にして左の如し。

戰死の墓の後にしるす

あはれ此世に生らむ者。誰か其死をまぬかれむや。空敷くみ
木と共に老死なむよりは。君のみために死なむことを。死し
てはえありといはれ。ましてやいまめぐみのあまり。あつき
まつりにあへるる。なきたましむことあらば。いかにはえあ
りとかもふらむ。また生るもの。見もし聞もせは。此おほみ
恵をわするなどもふになむ。

慶應三丁卯年 軍艦奉行 安房守勝物部義邦

託龍和尚の墓 安蓮社墓地にあり

師諱性雲。字託龍。號玉蓮社淵譽。周防徳山人。幼投郡八正
寺騰譽上人。薙髮受戒。性勇悍恍惚。延享中。師年十七。游
學東都。掛錫綠山。隨典上人修學有年。及相承宗蹟。厭欣心
切。然猶有隔靴搔癢之思。慨歎不已。一時脫然晦跡於相海之
濱。勸誡漁樵。絕行於終南之教。高聲念佛。至廢寢食。汗寒
冷者都六年。於是心行決定。獲金石之志矣。寶曆中。歸周防。
居西照寺中。復勸衆屬聲。念佛如救頭燃者。且三年。寶曆八
年戊寅正月。別行中明相始現。及二月初旬。心眼得開。正感
聖境。如執明鏡。自見面像。實爲發得口稱三昧也。從爾已來。
常恒閉目開目。莫不皆佛界矣。私竊念之。佛願難思哉。吾纔
奉祖訓。勵心克己。則其應如響。即所感見。冥合脩多羅。但

如斯勝益。雖制向佗說。本心爲物。何必隱藏。乃重東游。密
告同志。普勸衆生。以勵聲念佛。三昧易成。佛事之外。雖高
貴命。未嘗過其門。一以弘法爲己任。緇素翕然服其教化矣。
寶曆十一年辛巳春。嬰微疾。六月二日。於東都築地街晏遷
化。年三十四。同志相謀葬于綠山墓域。如其行狀。具載勵聲
念佛感應篇也。今茲貫主豐大僧正追慕師之實德。乃使予石勒。
實表達其墓。干也固陋。然幸有與師同舍之交。深浴法澤。親
見行實。且尊命有在。即不顧不敏。敢記顛末。以塞恩命而已。
銘曰。

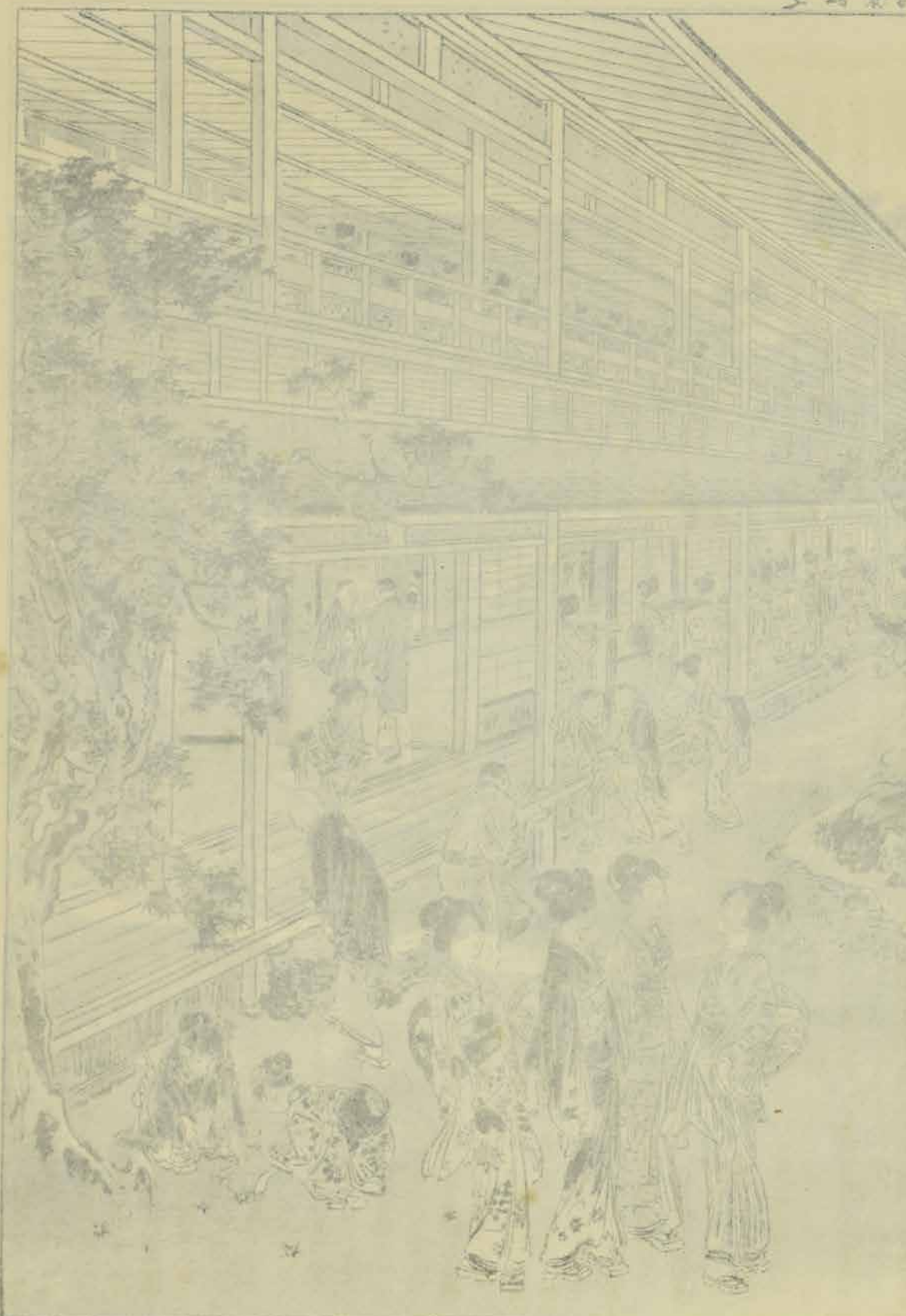
哲人云亡矣。不亡者行實。心眼一開。後利見無所失。德不
可以已。古今如畫一。常沒生死。徒唯由此道出。

安永三年甲午夏

釋智堂謹識

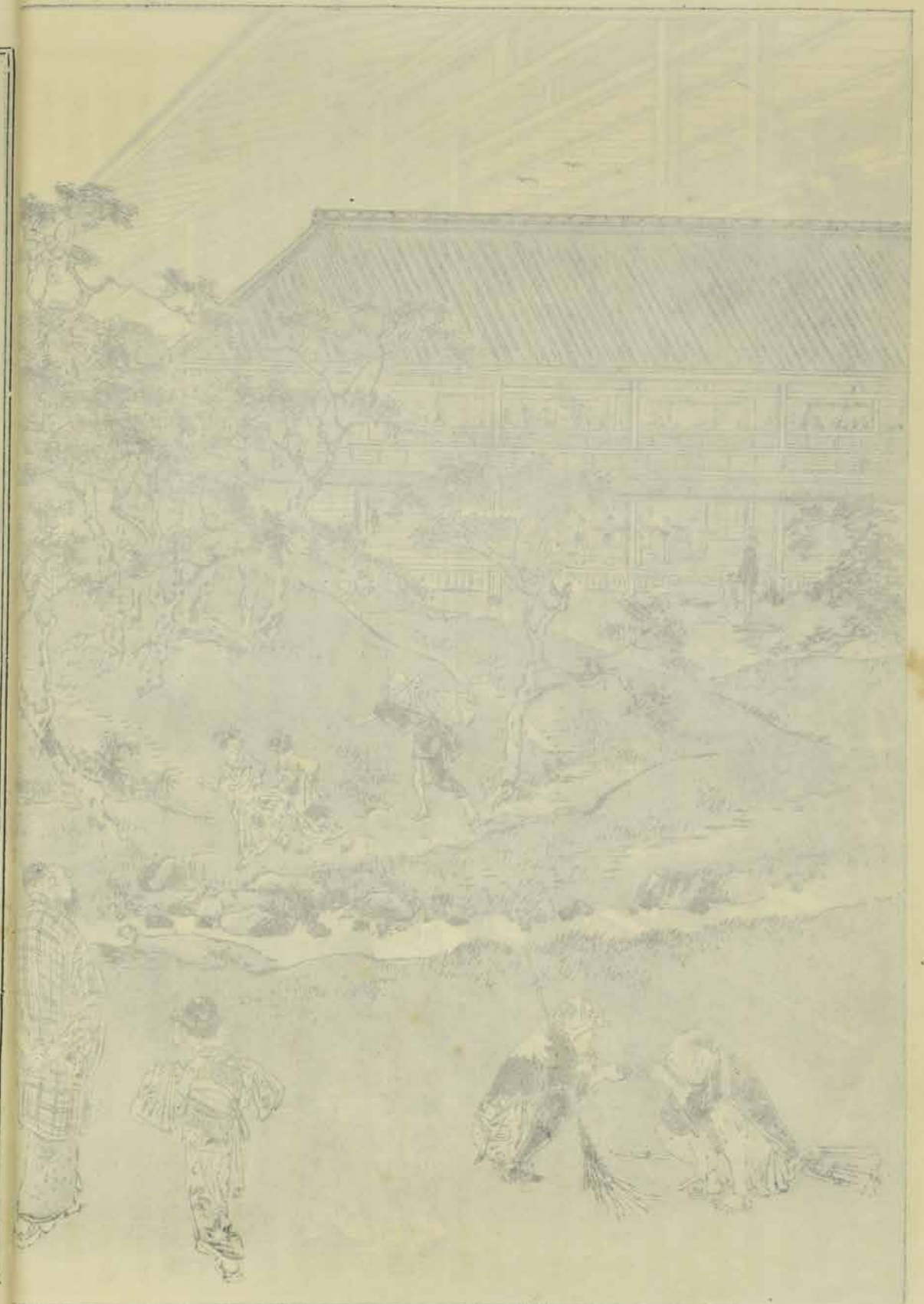
雲龍上人塔 此亦安蓮社にあり。

師諱曇龍。號昇蓮社騰譽。肥後熊本。幼投于洲阿彌陀寺薙
染。亡何東游。籍綠山入於圓海大和尚堂。師事之。真積力久。
學通內外。名實俱茂矣。貫首妙譽大僧正選使師幹寺務。奉職
精勤。臨事明決。處治有條理。公事執掌。未嘗有所失墜。而
常以清約率衆。自貫首及耆宿。皆倚賴之。師性通雅。有識量。
才氣卓絕。而簡於威儀。不自重。真率醞藉。能接人。善詩古
今。吾徒游戲於此伎者。蓋不鮮矣。然其體裁遺上。雅致風韻。
如師者。未之有也。自一時名儒。稱之不厝。則詩名籍甚於公
卿縉紳之間。殆至將以此蔽其實行也。有集既行於世。師名實
已高。躬居顯職。總宗綱紀。然而不挾貴重以格物。誘納後進。
謹厚衆庶。翕然風靡焉。企望於異日。其建法幢。主宗盟久矣。
而師罹疾竟以不起矣。實明和壬辰四月十七日。年五十二。臘
三十六。葬于綠山墓地矣。衆庶痛惜焉。至廢寢食。惠頓締交
四十年於茲。悲嘆尤甚。遺弟圓諱。因需其碑銘。乃爲之銘。



芝草集





銘目。

特真精氣。智識淹通。耽思墳典。成志遂功。起應選舉。不
缺宗風。恪勤不怠。翼亮誠忠。游戲藝苑。英才擅雄。雅致
風韻。斯天所縱。道業內熏。古有取終。美哉名賞。百世無
窮。

●三緣山の舊事

吉宗公萬部の讀經を廢す。有徳院殿御實紀享保七年四月廿六日
の條に云。有章院殿七年周忌の御法會。増上寺にて行はれ。千部
讀經あり。開白導師大僧正白隨なり。けふその初日なれば。松
平右京大夫輝貞代參す。

泰平年表享保七年四月の條に云。有章院様七回御忌勅會万部の
御法會の所。御辭退有て。千部の御法會となる。注に云。是よ
り後御代々御法會皆此例を用ひらる。

重民曰。徳川吉宗公は名君なり。能く 朝廷を重して。常
に自ら謙退し。今此の舉あり。又身後靈廟を新築するを廢し。
驕奢の風を禁せり。名分大義を知る者にあらざるよりは。恐
らくこゝに至らす。是れ徳川家を中興せし所以なり。然る
に當時祐天僧正の異議を陳せしあり。夫れ僧正は有名なる碩
徳なれども。其心單に宗旨にのみ在りて。名分大義の通せさ
りしは惜むべし。而して公の之を怒らずして。特に謁見を賜
ひしは 益々以て其の名君たるを表するに足れり。

吉宗公祐天に謁を賜ふ。有徳院殿御實紀附録に云。祐天といへ
るは。そのころ世に名高かりし僧なり。はしめ増上寺の住職な
りしが。享保のはしめ萬部の法會を停めらるへしとありしに。
從ひまいらせず。そのが心に思ふ所を建議せるを用ひられさり
しかは。今は世にましらふことあらじとて。職を辭し。麻布
に隠遁してありけるが。公増上寺に御詣ありしとき。祐天が行

操を聞し召及はせ給ひ。召まみゆべしと仰下されしに。祐天老
さらほひて。足腰も自由ならずりしかは。御前の進退覺束なし
とて辭し申けるに。さらは臥具につまれかきいたかれてなり
どもまいるべしと。再び仰ありしに。かく老くちて病にそみた
る貧病。御覽したりとて。何の益かあらむ。ゆるさせ給へど申
けるに。衆僧あつまり。今隠退せし身ながら。御前に召さるゝ
事。一宗の光榮何事かこれにしかむ。願くは宗門のために病を
たすけて。仰に應し給へといさむるに。祐天もせむかたなく許
諾しければ。弟子の僧ども數人にて蒲團のまゝかきいて。廳の
廂のもとにすへ置しに。公は御拜はてゝかへらせ給ふとて。側
ちかくおはしければ。祐天蒲團より下んとせしをどゝめ給ひ。
久しくて對面せりとて。ねもころなる仰どもありしかは。祐天
もほどゝ落涙して。ものもいはずありしとなり。後に近習の
人々。私に何と思ひ落涙せしを問ひしに。かゝる御優待をか
しこみ涙おとせしにはあらず。今日はまさしく有章院殿御忌辰
にあたらせ給ふ。あはれこの君このほどまでも。世におはしまさ
は。さはかりおとなひ給ひ。今年などはこの寺にもまふでさせ
給ひ。老病などにも御詞たまはるべきを。はからすも世をはや
うし給ひ。天下の有様も大にうつりかはりしを見るに。有爲轉
變のことほり。今さらにかもひ出され。覺えず落涙せしなりと
いひもあへず。またも涙にくれて泣きたり。公尋常の人主な
らむには。其無禮をいからせ給ふ事もあるべきに。さはなくて
流石の高僧一段殊勝の志なり。さも思ふべきことなりと。かへ
りて御褒詞を加へ給ひしとむ。

重民曰。家宣公の祐天を寵遇し給ふや深し。故に祐大も亦此
の如く感激したるなり。而して吉宗公の寛大にして。却て之
を嘉みし給ひしか如きは。一美談なりといふべし。

綠山故事談に左の記事あり。參考すべし。祐天尊者。其行德絶倫にして。化導甚た廣く。殊に不求自得にして。現益あり。關東の諸國靡然として風化し。今猶化蹟人口に膾炙せり。後ち綠山三十六世たり。文昭公深く歸嚮し。遺命して百歳の後ち必綠山に埋葬すべきを以てするに至れり。薨去の時天花亂墜の瑞ありしと云。

吉宗公法會中の常直を廢す。同書又云。御法會にあつかれる輩。讀經をこなはるときのみ。寺に候すべしと。さだめらる。この時までは。その輩御法會の中には。晝夜寺に常直せしを。これひその制を省かれしなり。

普光親智國師服制を定む。慶長十九年。當山の中興普光親智國師。其の高足廓山了的を南都に遣し。七大諸寺の古制を傳習し。講談論議等の法式を規定すると同時に。諸宗の制を參酌して。莊嚴服の制を定めしむ。即ち直綴に道具衣服紗衣の別を立て。水冠。差貫。表袴等。台密の制に倣ふ。此頃幕府の大法要しば

くありて。莊嚴服を制して。時々大衆に施入せらる。終に一宗の服制定まり。延て西山派に及へりといふ。文化年間地域の擴張。江戸圖解集覽に云文化八年五月水野家屋敷三千七百坪餘の内南へ七十四間三尺餘西へ五十七間赤羽榎欄門外北へ十四間土器通り北へ五十八間四尺瀧川長門守後能勢又十郎後山内圍込となる

河村瑞軒鐘を懸く。菊池三溪氏の本朝虞初新誌に河村瑞軒傳あり。其中に瑞軒が増上寺の鐘を懸けしことを記せり。今抄出して左に擧ぐ

城南増上寺。亦爲都下一巨刹。寺有洪鐘。重萬餘斤。嘗鈞脫而鐘墜。令二役夫扛之。非累數百人。則不克動也。乃命瑞軒。瑞軒許諾。即移檄於四方穀買。募粟一萬石。明日

清國公使館。公園第六號地に東京勸工場の未だ設けられざる前月界院と稱する一寺院ありけり。明治十一年清國公使の來るや。假に使館を其中に置き。後永田町に館を構へて引移れり。此時の欽差正使は何如璋。欽差副使は沈文燮なり。如璋の始めて月界院に移れる時詩あり。左の如し。

十二月廿一日。移寓東京芝山月界院。院外萬松盤鬱。風起濤生。與三山寺疏鐘相答。都市中殊得山林之趣。附郭芝山鬱萬松。漫天風雪舞群龍。客居自笑耽幽癖。時聽寒濤雜曉鐘。

切通時鐘。時鐘は當山洪鐘の餘りかねにて鑄しものにて。切通に在りしが今は無し。綠山志に云。享保九辰年七月四日。切通明地永井町へ御預けの節。往還より坂口迄。幅一間に長十二間御定杭立させられ。通道を賜へり。此時攝津國天王寺領若松村川堀新兵衛といへる地土。名を若松藤右衛門と改むは。大

養寺門前にて御符讀儀し名。時の鐘再建を願ひ主となれり。と。東を發し南を修行西を。江戶名所圖會には其傍なる惠照院に涅槃像あるか故なるべしといへり。

九谷。公園の東位南位にて支院末寺の多くあるあたりを。今は何れも號地に分ちあれど。境内の公園に編入せられさりし前は。谷と稱し。九谷に分ちたり。今三綠山志に據りて之を左に記すべし。

大門を入左の方へ一丁にして東横町を云。もと行どまりにて袋のさきゆへに袋谷と名く。元祿の頃までも袋町と云

午牌致之寺中。及期米苞幅淺。車載而來。又今日。每苞各署其徽號。母令彼我相混淆。如價金。則當以明日價之耳。乃搬苞積之鐘樓四方。瑞軒大集役夫。貫圓木於鐘鈕。承以十字木。役夫百人荷木扛之。鐘上者尺許。又加圓木其間。四方各增米苞一。如是者不知其幾回。遂挂鈕於鈞。又不日竣工。米苞則予十一息。各還其主人。主人點檢收之。不錯一苞。其奇策妙算。率此類也。

瑞軒紙鷲を利用す。蒲生重章氏の河村瑞軒傳近世傳にも亦左の文を掲げたり。但し此事菊池三溪の本朝虞初新誌には。記して淺草本願寺と爲す。未だ其孰れか是なるを詳にせず。嘗芝増上寺屋棟上瓦一枚破壊。主僧欲修之。命瓦工。其直甚高。詰之曰。屋高矣。不植板幹。不能修之。故然。又謀之他工。亦言如初。乃謀之瑞軒。瑞軒曰。易々耳。明日修之。厥明乃造紙鷲。向屋上放之。度紙鷲騰屋上。紆其絲。使之低垂屋後。捉之去紙鷲。以大綱接續其絲端而引之。自屋上垂于屋前後。植巨材地上。結綱。使瓦工繩而登屋上。須臾而修其破壞畢。人皆嘆稱之。黑本尊の開帳。服部誠一氏の東京新繁昌記に。黒本尊開帳の時

の盛況を記す。然れども其何年の開帳を指すにや詳ならず。疑からくば明治初年の開帳を指すなるべし。新繁昌記に云。往年黒本尊の開帳也。人之賽詣。蟻集繩屯。雜商開肆肆於前門兩側。有賣傀儡者。有買錦書者。估筭櫛。售毬燈。貫圓子。握鮮飯。其間又披賣卜先生。內地則皆爲新街。或伐樹木。或移花卉。有割烹亭。有蕎麥庵。連富真巨鏡。櫛比併列。娘誰開茶店。娘何起弓場。滑稽師小戲場亦次之。輒近置大教院。域内益繁昌。如弓場茶肆。與淺草寺頤頤。

九谷にも町名なり今は東の方に學頭寮あり。南中谷は北にも中の字有かゆへに南の字を加ふ。天神谷はもと天神の社あり。新谷は延寶中にひらく。三島谷は御成御門より入。左へ東通りの西なり。八軒寺町よりは。小豆橋を渡りての所なり。寛永九の圖に。鍋島などの三屋敷の所なり。此谷享保までは。三島中谷。同中谷。同南谷。神明谷。同中谷。同東谷とわかれり。燒失のち三谷とわかつ。

山下谷は寶永中。方丈を今の地に引移賜りし時。其前よりある院寮をうつされしなり。寶曆中。妙定院開建引つゞき。西谷にも又寮あまた建續けり。故に東を山下谷といひ。西を山下西谷と呼。近年上谷下谷。兩谷ともに土手の方はいづれも庭木たくみに植。赤羽の川をさかひて。奇眺遠望勝れたり。又此所古より郭公名所といへる。據をしらす。實に新樹の頃は。他より多く鳴わたりて。聲も又た々ひなし。岸村郭公の名所なりと社

ゆへ天正慶長のころよ。記に出此地岸村のつゞき

圓座松。山下谷蓮池の端にありたり。綠山志に云。一説云。靈玄大和尚紅葉山より芽生を拜領にて植付けられしとぞ。又或云。福島市松御當山に遊客たりし時。家の再興を心にこめられ植しとぞ。又或記云。もと誰人の植しとぞさたかならず。圓山の南の方に榮へしを。山下谷ひらけし時。其枝ぶりの雅興をめで。此所に植。唐崎の孤松になぞらへけると。此説信すべ

き歟。時雨松。文昭院殿御靈屋の南の方御供所の傍にありたり。綠山志に云。方丈の地も此所にありし時。玄關のわきの庭にありて。常靈院殿ならせ給ひ。法門きこしめさせられし時。晴天に時雨の聲ありとて。供奉の人々此松聲をきいて。時雨に

時雨松。文昭院殿御靈屋の南の方御供所の傍にありたり。綠山志に云。方丈の地も此所にありし時。玄關のわきの庭にありて。常靈院殿ならせ給ひ。法門きこしめさせられし時。晴天に時雨の聲ありとて。供奉の人々此松聲をきいて。時雨に

時雨松。文昭院殿御靈屋の南の方御供所の傍にありたり。綠山志に云。方丈の地も此所にありし時。玄關のわきの庭にありて。常靈院殿ならせ給ひ。法門きこしめさせられし時。晴天に時雨の聲ありとて。供奉の人々此松聲をきいて。時雨に

時雨松。文昭院殿御靈屋の南の方御供所の傍にありたり。綠山志に云。方丈の地も此所にありし時。玄關のわきの庭にありて。常靈院殿ならせ給ひ。法門きこしめさせられし時。晴天に時雨の聲ありとて。供奉の人々此松聲をきいて。時雨に

やど驚かれしこ名つけしとそ一説に福島の植
帆船梅 もとの飯倉社の前にありたり。緑山志に云。或云。雲
洞社を此地に引し時。芽生を植付。自ら木をつくれり。又或
云。尾崎氏願成の謝として奉れりとも。愚按誰人さげ植し
とも詳ならず。二月の比花香殊にうるはし。
紅霞梅 又曙梅ともいひて。もとの新谷親了上人の庭にあり
たり。緑山志に云。訓童集に云。其純法親王御當山へ御下着
御學業の御暇。御殿の庭に紅梅咲亂れ。朝日に映するを御覽
せられ。

紅のいろは朝日の名にしかふむめにしらるゝはるの曙
今按するに近來焼失の時梅も失へるにや。今さしていふべき
梅新谷にあらず。又親了の室いづれもさだかにわかたず。惜
べし。是各寮に定記なく事實を傳ふる事をせざるの失なり。
或云。此梅もと郎山上人植めでられしとも。又國師の植させ
置れしとも云。

夕日櫻 富士見坂の西東二株ありて。西は眞乘院の境内にあ
り。東は坂より東うらにありたりとぞ。緑山志に云。いつれ
も夕榮に色深ければ。西木は瀧川氏殊に執しめてけりしかと
文化御増地の時大木なればうつせるに便なくして残り。東
の方はもとより眞乘院の庭にあり。此櫻は垂絲櫻と名けられし
大いふき。舊方丈圖の鬼門の所の脇にありたり。緑山志に云。
福島正則屋敷の庭木と古記に出づ。後仙臺侯の庭に榮へりと
云。いふきかくの如き大木なし。百年をもてかみふべし。
或云く。天文年中。遠山丹波守庭にありて。それまでも五百
年を経しといふ。福島氏威力によりて庭に移し植しとぞ。

金製指環

瀧和亭先生考案並書



野口小彌先生考案並書

一號ヨリ四號迄片切形甲價二十八圓乙價二十三圓●同平象嵌入甲價三十五圓乙價
二十七圓五號ヨリ六號迄片切形甲價四十二圓乙價三十三圓七號ヨリ八號迄片切形
十七圓乙價三十八圓●市外送料金貳拾錢

指輪は其人の正札なりとて千載不動の名言男女に限り其指にはめたる指環を見れば
其人の性質品格のつらなり現はる事。諸君御本知の通りなり。なまじひ其品位を
考す様なる指輪は。寧ろ指が愈がかり。強に金の量が重なり。寶石が輝きて。假
彫刻が奇麗なる計で。品格を上げるもの非ず。高格は金にて買ふと思ふは誤なり。假
令その價は高からずとも。其匠や美術の優美なれば。何となく高尚に見えて。其人
の製作に意匠を凝らし彫刻に精妙を凝らし内外の嗜好に對して。是を指せば其品位を進めず
人の性情ささく見ゆること保証いたす。願くは。本堂に諸君を欺かざる事知し召せ。請で白す

時計及寶玉類 商電話番號本局
貴金屬美術品 商電話番號本局

東京市神田區小川町十九番地(電話架設中)
天賞堂 小川出張所

妙技一等賞牌
大阪市南區心齋橋北詰北
二入ル(電話番號七百三十三)
天賞堂 大阪出張所

名古屋市中町通玉屋町
二丁目十七番戸
天賞堂 名古屋出張所

廣島市大手町三丁目六十五番
地
天賞堂 廣島出張所

長崎市萬壽町上野屋方
天賞堂 長崎出張所

北海道小樽市小樽中屋方
天賞堂 小樽出張所

大田才次郎序
入江英著

臺灣案内

全一冊 正價拾貳錢
郵稅貳錢

臺灣の地理歴史を記するもの日に多く月に増すと雖も概
ね其の傳聞する所を記するに止まり實見實視する者は十
中に二三を求めんと欲するも蓋し得がたからんとす入江
英君は福間の人なり明治二十八年陸軍兵站監部附花房少
佐の指揮に従ひ臺灣島内を悉く實地測量し十月月を経た
る後始めて命を終へて内地に歸り來り其の測量せる所の
地圖及び風俗談は速に弊堂の乞に任せて出版の榮を與へ
られたり是より氏の名譽一朝にして世上に高く現に淺草
公園内第五區に於ては氏の許可を得て生蕃風俗に係る人
形を衆庶の覽に供し居れり然れども地理談等は未だ出版
するに違まなかりしが此頃諸方の購客諸君より臺灣起業
者の案内を編撰せしめん事を依頼する者多し是を以て弊
堂速に氏に乞ひて地理及起業者の案内となるべき者を編
著せしむ氏乃ち詳かに條を分ち項を設けて地理及び起業
の要點を擧げ且つ卷末に生蕃言語集を附載したれば今後
臺灣に到らん者は速に本編に就きて彼土の地理風俗を調
査するは勿論生蕃人の言語をも研究し給はゞ全島内到處
處他人の嚮導を須たすして自在に歩し自在に彼等と語る
ことを得られんとす

發行所 神田區通新 石町三番地 **東陽堂支店**

第三回國內勸業博覽會褒狀授



煉製大器 金二十五錢
全小器 金十五錢
粉製 金十五錢
全袋入 金三錢

衛生齒磨は日本に於て煉齒磨の元祖なり○天然の
齒齧を溶解し口中の汚物具氣を損ずるとなく化學的作用によりて
患る氣を無類の良品なり **衛生齒磨**を常に用ゆる人
遺る衛生齒磨は口中の微菌を撲殺する効あるが故に
必要なり **衛生齒磨**は衛生の名實相背かそとの好評を博し
品なり

東京市橋區出雲町壹番地大通り角
資生堂本舖 藥劑師 福原有信謹製
(電話本局千四百六十二番)

所賣販

東京銀座	佐々木	馬喰町壹	平尾
全室町	資生堂	兩國	大木
全坂	森谷池ノ端	守田	

大坂 賣藥株式會社 名古屋 賣藥卸賣會社

全世界無比衛生御化粧用
 定價一個金卅五錢 三個箱入金一圓
 小形一個廿錢 三個入金五十五錢
 郵券代用不苦候。但し郵送
 費大形一個四錢 小形
 一個二錢に御座候



此石鹼はリ
 スリンを基とし其
 他種々皮膚を潤澤なら
 しむる特効劑を配伍したる
 ものなれば如何に疎理粗き御方に
 ても常にこれを御用ひ玉へば自然と艶美
 なる玉の肌と成らせ給ふ事受合なり
 殊に多量の眞正麝香を含有するを以て御使
 に蒸り香水及匂ひ袋の御不用を感ずること
 の諸彦の熟知せらるゝ處なり
 右三個函入鉢裁贈る美麗なれ
 佳品なれば續々御求の程希上候
 〇歐米各國有名なる諸社製造の高等石鹼香水香油白粉
 カシメチック・ゴールド・クリム・煉製及粉狀歯磨其他あ
 らゆる御化粧品類新荷澤山輸入仕居候に付多少に不拘
 弊店製品と共に續々御用向被付度伏而奉希上候
 東京銀座一丁目(つやぶき本舗)
 發賣元 電話 本局 佐々木玄兵衛
 四百七十二
 右の外各地有る所の有各藥舖賣場和洋小間物店に於て 取次販賣す御最寄に
 て御請求御試用の程希上候

生川春明翁著述大槻修二先生校訂

◎近世女風俗考 全一冊 正價 金五十八錢

此書は髪結振袖袴袴の事より袖衣帽子振袖帶日傘 足袋等に至る迄有る婦
 人の風俗に關する一切の事實を精確なる考證に據て編述し大槻先生校訂して印
 刷製本等に充分注意したる者なれば文學美術家の座右に缺く可らざる珍書なり

◎顏眞卿放生池帖 全二冊 正價 七拾五錢 郵稅金六錢

東坡曰書は魯頌公に極まる正學曰正にして拘らざる莊にして險ならず法度の中
 に從容し閑雅自得の趣ありと眞卿の書は此二語を見て知るべし殊に其放生池帖
 の如きは最も秀抜なるものにして鋒韻の雄健優に神に通ず書家の秘藏すべき眞
 寶帖なり

◎歐陽詢姚泰公墓誌銘 全一冊 正價 金三拾五錢 郵稅金貳錢

唐の歐陽詢が書する所の姚泰の墓誌銘は稱して險勁清遠千古の楷則と爲すと雖
 も石久しく已伏して世に珍本少なりしを慶應寺下部鳴鶴氏が清人より得たる
 珍本を示さる因て之を摹刻して其神采筆意毫も欠く下なきを得たり歐の書を學
 ばんと欲する者は此書を指て他に觀るべき者なからむ

◎魏張猛龍碑 全一冊 正價 金七拾錢 郵稅金四錢

張府君清頌の碑は北魏正光年間に鑄する所にして其文字其書何人の手に成る
 ことを知らず然れども勁俊奇古自ら蹊を脱去し神采筆墨悉く魯公の下にあら
 ず書學に志ある者は必ず購求する珍書なり

◎草書千字文 全一冊 正價 金三拾錢 郵稅金貳錢

世白龍山人の畫に巧なるを知て其書に妙なるを知らず山人極め草書に巧にし
 て運筆縱橫流瀉の妙前代に無き虎頭龍圖に似たり此帖を繼かば其れ必ず
 山人の眞價を知らむ

◎褚遂良孟法師碑 全一冊 正價 金四拾錢 郵稅金貳錢

瑤臺青瑣々春林繡綺たる美女繡綺に擬へずとは昔賢褚遂良の書を許したるの語
 なり此帖は貞觀十六年に書せるものにして佛龕聖教の間に在り遂良の書を學ぶ
 るに此帖を以て第一の標的と爲して可なり

◎王右軍本十七帖 全一冊 正價 金四拾五錢 郵稅金貳錢

王右軍の館本十七帖は三隸堂の舊藏に係る程極珍點墨極精筆極勁も遺憾なく加る
 に巖谷修先生の親切なる釋文をも添へたれば墨池中の至寶と謂ふべし

河田熊吉田東伍、高橋健自三氏同著

沿革 日本讀史地圖

沿草 考証 日本讀史地圖
 上製洋裝頭大判定價金貳圓 小包料
 圖數五拾有式圖定價金貳圓 小包料
 金拾貳錢 百里外金廿四錢 圖面縱九寸橫七寸

本圖は空前無比の製按に成り
 同著三氏多年輯成の珍本に
 上、神武の東征に起り下、征
 清の壯舉に至るま 正確に精細に
 三千年來の事歴を小五拾餘
 圖の中に網羅し盡し餘蘊なし

文學博士重野安繹先生同著
 河田 熊先生同著

支那疆域沿革圖

別冊略説 共全二冊
 定價金貳圓貳拾錢別に小包料を要す

發兌元 東京神田合資富山房
 裏神保町會社

渡邊修二郎君著

訂補

世界於日本

精刻珍稀圖書并筆跡十九種挿入、全壹冊(中本四百
 廿餘頁)布表紙定價壹圓貳拾五錢(郵送費拾四錢)
 文學士藤岡作太郎君 合著
 平出塾二郎君

日本風信史

全三冊
 正價上卷金八拾五錢、中、下卷金壹圓八拾錢
 郵稅目方六百目迄、小包郵稅を申受く

此書は我國社會の發達風俗の變更を詳述したる者にして國家の
 組織貴賤の狀態宗教より迷信に及び教育より人情に至り衣食住
 の俗冠婚葬祭の式年中の行事歌舞遊戯の風等社會に顯はれたる
 現象は網羅して遺すことなく其期を別ち章を改め叙するに流麗の
 筆を以てし其の表はし難き所書を以て補ふ
 一品有栖川威仁親王殿下題字

王香堂畫譚

別仕立實價七拾五錢
 帙入郵稅拾 錢
 並 定價六拾錢
 郵稅六 錢

凡し書を論せんば多く人の妙蹟に接せざるべからず南齊畫法六法の要を論じ
 たり世の畫を論ずる者汗牛充棟と云ふに及ばず而して未だ其神韻に及ぶ者稀なり本書は
 有名なる小原市哉先生が著す所す先生は素より畫を能く古今の妙蹟に接して其
 流派を説き其風格を論ずる誰れか今日先生の右に出る者あるべし先生畫を繪畫共
 進會の學究を審判部長を兼ねたが今日先生の右に出る者あるべし先生畫を繪畫共
 進會の學究を審判部長を兼ねたが今日先生の右に出る者あるべし先生畫を繪畫共
 進會の學究を審判部長を兼ねたが今日先生の右に出る者あるべし先生畫を繪畫共
 進會の學究を審判部長を兼ねたが今日先生の右に出る者あるべし先生畫を繪畫共
 進會の學究を審判部長を兼ねたが今日先生の右に出る者あるべし先生畫を繪畫共

發行所 神田區通新石町三番地 東陽堂支店
 (電話 九七〇)